

平成 17 年度

包括外部監査の結果報告書
及び報告に添えて提出する意見

福岡市包括外部監査人

公認会計士 鳥巢 宣明

平成17年度

包括外部監査の結果報告書及び報告に添えて提出する意見

第1部	(テーマ1-1)	経済振興局の一般会計に係る財務事務の執行について
第2部	(テーマ1-2)	財団法人福岡コンベンションセンターの出納その他の事務の執行について
第3部	(テーマ1-3)	福岡市営競艇事業特別会計の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について
第4部	(テーマ 2)	福岡市土地開発公社が保有している土地の取得、保有、処分に関する事務の執行ならびにこれらに関する事業計画の執行と財務状況について

福岡市包括外部監査人
公認会計士 鳥巢 宣明

選 定 し た 特 定 の 事 件

経済振興局の一般会計に係る財務事務の執行について

(第 1 部 テ ー マ 1 - 1)

目 次

頁

第 1.	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
2.1.	外部監査の対象	1
2.2.	外部監査対象期間	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	監査の着眼点	1
5.	外部監査の実施期間	2
6.	外部監査従事者の資格及び氏名	2
7.	利害関係	2
第 2.	福岡市経済振興局にかかる一般会計の概要	3
1.	組織上の位置づけと監査対象	3
2.	事業の概要	4
2.1.	福岡市経済の現状と課題	4
2.2.	経済振興局の施策体系	4
2.3.	経済振興局各部の施策と概要	5
3.	事業概況	10
3.1.	予算費目別推移（決算）	10
3.2.	商工費の一般予算に占める割合の推移	12
3.3.	政令指定都市の商工費の比較	12
3.4.	平成 16 年度の経済振興局の予算内容	13
第 3.	監査の結果	14
1.	経済振興局の施策と監査実施対象について	14
2.	産業振興部	15
2.1.	産業振興部の予算と監査対象	15
2.2.	監査の結果【その 1 負担金、補助金、委託料】	16
3.	産業振興部【その 2 貸付金】（経営支援課）	27
3.1.	福岡市商工金融資金制度の概要	27
3.2.	金融機関への預託金の預託手続、回収手続	29
3.3.	信用保証料特別料率に係る損失補償（保証料補填）	30
3.4.	代位弁済に係る市による損失補償	31
4.	産業政策部	35
4.1.	産業政策部の予算と監査対象	35
4.2.	監査の結果	35
5.	投資・交流推進部	45
5.1.	投資・交流推進部の予算と監査対象	45
5.2.	監査の結果	46
6.	集客交流部	56

6.1.	集客交流部の予算と監査対象.....	56
6.2.	監査の結果.....	56
7.	空港対策部.....	67
7.1.	空港対策部の予算と監査対象.....	67
7.2.	監査の結果.....	67
第4.	包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見.....	73
1.	補助金等について.....	73
1.1.	補助金等の意義について.....	73
1.2.	経済振興局主管の補助金等の問題点.....	73
1.3.	委員会に対する負担金の問題点.....	74
1.4.	福岡市の取り組み.....	76
1.5.	まとめ.....	76
2.	委託について.....	77
2.1.	委託業務に係る契約方法について.....	77
2.2.	委託契約の問題点と対応策.....	77
3.	貸付金について.....	78
3.1.	与信審査について.....	78
3.2.	貸付金の預託制度について.....	79
3.3.	利用の少ない制度融資または福岡県と類似の制度融資の見直し.....	79
3.4.	保証料率について.....	81

第1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

2.1. 外部監査の対象

経済振興局の一般会計に係る財務事務の執行について

2.2. 外部監査対象期間

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

3. 事件を選定した理由

経済振興局は、福岡市の基本構想である活力あるアジアの拠点都市をめざし、市内事業所の大半を占める中小企業の競争力強化、経営基盤の充実を図るとともに、起業・創業への支援、福岡市にふさわしい新しい産業の支援、アジアビジネスの拠点づくり、企業立地の促進に努めており、また、国内外から人々が集い来る「おもてなしの都市」として、福岡市の魅力を高め、ビジターズ・インダストリー(集客産業)の振興に取り組んでいる。このような基本構想を実現するため様々な施策が実施されており、平成 16 年度の一般会計歳出予算は 9 1 1 億円と福岡市一般会計予算の 1 2 % を占めている。特に中小企業支援のために多額の予算が使われているが、福岡市の財政健全化の取り組みの中で、無駄のない効率的な支出が行われているか検討することは有意義である。

また、活力あるアジアの拠点都市として「おもてなしの都市」づくりをめざしたビジターズ・インダストリーの振興等の様々な施策にも多額の予算が使われているが、委託費、補助金、負担金の支出が大半であることから、合规性、効率性、経済性の視点から検討することは有意義であると考えたことによる。

4. 監査の着眼点

経済振興局一般会計に関する財務事務の執行や経営に係る管理の法令等への合规性、経済性、効率性及び有効性の観点から以下の事項に特に留意して監査を実施することとした。

- 経済振興局の事業に公益性と合理性があるか。
- 事業計画と実施施策に整合性があるか。
- 補助事業の対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- 補助事業は要綱等に準拠して適正に行われているか。
- 補助事業が経済的、効率的に行われているか。
- 委託契約の方法は、法令等に準拠して適正に行われているか。

- 委託事務手続は、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。
- 金融対策事業（融資制度等）における事務手続・債権管理・リスク管理が適切に施行されているか。

なお、福岡市の出資比率 25%以上の財政援助団体である財団法人九州システム情報技術研究所、財団法人福岡観光コンベンションビューローについては、その運営状況、財政状態等の経営実態を把握するため、決算書等の内容についても検討を行った。

5. 外部監査の実施期間

平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月

監査対象部署等への往査（現地調査）の実施時期は以下のとおりである。

往 査 実 施 場 所	往 査 時 期
経済振興局産業政策部	平成 17 年 8 月
経済振興局投資・交流推進部	平成 17 年 8 月
経済振興局産業振興部	平成 17 年 9 月
経済振興局空港対策部	平成 17 年 9 月
経済振興局集客交流部	平成 17 年 9 月

6. 外部監査従事者の資格及び氏名

包 括 外 部 監 査 人

公 認 会 計 士 1 名 : 鳥巢宣明

外 部 監 査 人 補 助 者

公 認 会 計 士 5 : 柴田良智、馬場正宏、井手森生、松本さぎり、
寺崎晋介

計 6 名

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 福岡市経済振興局にかかる一般会計の概要

1. 組織上の位置づけと監査対象

福岡市経済振興局の組織、職員数、分掌事務は以下のとおりである。

経済振興局組織と事務分掌 (経済振興局局長以下135名)

部名	課名	分掌事務
産業政策部 (部長以下25名)	政策調整課 (8名)	当該局・部の所掌事務に係る局・部内の総合的な連絡調整、産業の振興に係る総合的な企画及び調整、予算及び決算
	課長(生活関連産業・雇用創出担当) (4名)	コミュニティビジネスを核とした生活関連産業の振興、雇用の創出に係る総合的な企画及び調整
	産業創出課 (5名)	産学連携の推進、音楽及びデジタルコンテンツ関連産業の振興、その他新たな産業の創出
	新産業振興室(注) (7名)	新産業及び情報関連産業の振興、九州システム情報技術研究所との連絡調整
投資・交流推進部 (部長以下16名)	国際経済課 (4名)	部内及び福岡貿易会の連絡調整、貿易及び投資の交流推進に係る総合的な企画及び調整、貿易振興審議会に関する事務
	投資・交流推進課 (8名)	外国企業とのビジネス提携促進、外国企業の立地促進、海外駐在員に関する事務
	課長(立地サポート担当) (3名)	企業立地の促進に係る企画及び調整
産業振興部 (部長以下27名)	振興課 (11名)	部内及び中小企業関係団体との連絡調整、流通関連産業の振興に係る企画、調整及び推進、商店街の振興、商店街等の近代化及び高度化の推進、大規模小売店舗立地法に関する事務、伝統産業の振興、福岡流通センターの振興、中小企業振興審議会に関する事務、中小企業関係団体の支援
	経営支援課 (10名)	中小企業の経営基盤の強化に係る企画、調整及び推進、福岡市中小企業従業員福祉協会及び福岡市雇用促進協会との連絡調整、中小企業金融資金に関する事務、中小企業の近代化及び高度化の推進、中小企業の人材確保の支援、工場立地法に関する事務
	創業支援室(注) (5名)	創業支援に関すること。
集客交流部 (部長以下19名)	観光課 (11名)	部内の連絡調整、観光行政の総合的な企画及び調整、観光施設整備事業の実施や観光の宣伝及び紹介、観光団体、観光行事並びに博多町家ふるさと館、志賀島国民休暇村、国民宿舎の跡地に関する事務、観光案内所の運営、福岡観光コンベンションビューローとの連絡調整
	コンベンション課 (6名)	中央ふ頭地区コンベンションゾーンの整備、コンベンションの振興、福岡コンベンションセンターとの連絡調整
	課長(コンベンションゾーン活性化担当) (1名)	コンベンションゾーンの活性化
空港対策部 (部長以下9名)	空港対策課 (6名)	福岡空港の整備に伴う国その他関係機関等、空港周辺整備機構の協議及び連絡調整、空港対策事業の実施及び連絡調整
	課長(空港周辺まちづくり担当) (2名)	福岡空港周辺整備計画推進
事業部 (部長以下38名)	経営企画課 (13名)	部内の連絡調整、競艇の計画及び宣伝、競艇場の管理、施設の維持補修・改善計画、予算及び決算
	開催運営課 (24名)	ボート、モーター及び水上施設の管理、競艇場の警備、競艇の実施に関する事務

(注) 新産業振興室は、17年度は新産業第1課(情報関連産業の振興、ロボット産業)と新産業第2課(デザイン関連産業の振興、音楽・デジタルコンテンツ関連産業の振興)とに分割されている。

監査は、事業部以外のすべての部を対象とした。事業部所管の市営競艇場の整備事業は特別会計であるので、第3部テーマ1-3で取り上げている。

2. 事業の概要

2.1. 福岡市経済の現状と課題

福岡市の経済は、中世以来のアジアに開かれた商業都市としての土壌の上に、戦後のわが国経済成長の中で、九州市場の拠点として発展してきており、支社・支店、地元企業の卸売機能、小売、物流、サービス、金融等の第3次産業を主体とした産業構造を形成している。近年では、快適な都市環境や優れた人材を輩出する日本有数の大学の集積などを背景に、全国屈指の情報関連産業の集積地となっているほか、アクセスの良い空港や港湾を活かして、アジア地域をはじめとする海外とのビジネスも活発に行われている。福岡市経済は、こうした産業構造の特性より、時代環境の変化にも比較的柔軟に対応し、また、九州における人、モノ、資本、情報等の拠点性を一層高めながら発展してきた。

しかし、昨今の社会経済環境の変化や長引く景気低迷により、福岡市の経済を支えてきた基盤にも変化が生じてきており、新たな段階に向けた展開が必要となっている。

福岡市は、自律した地域経済を確立するため、それらの変化に的確に対応しながら地域独自の振興策を推進することがますます必要となっている。

2.2. 経済振興局の施策体系

経済振興局は、福岡市の経済振興上の課題を達成するため、下記7項目を重要な施策として取り組んでいる。各7つの施策の項目と予算体系は後記「3.4 平成16年度の経済振興局の予算内容」に記載のとおりである。

- ① 中小企業の振興（産業振興部）
- ② 新産業の振興（産業政策部）
- ③ アジアビジネス拠点の形成（投資・交流推進部）
- ④ 観光・コンベンションの振興（集客交流部）
- ⑤ 企業立地の促進（投資・交流推進部）
- ⑥ 空港対策（空港対策部）
- ⑦ 市営競艇場の整備（特別会計）

2.3. 経済振興局各部の施策と概要

2.3.1 産業振興部

中小企業の振興施策を行っており、生活関連産業以外の7つの事業を担当している。

1) 金融の円滑化（経営支援課）

中小企業の資金需要に対応するため、福岡市商工金融資金制度を設け融資のあっせんを行っている。

2) 近代化・高度化の推進（経営支援課）

業種別団体の組織化、事業の共同化について指導・助言を行っている。

3) 経営基盤の強化（経営支援課）

① 経営相談・診断指導事業

中小企業サポートセンター（福岡商工会議所ビル内）における経営、金融、返済、下請及び法律の相談並びに診断及び経営支援アドバイス

② 新市場開拓の推進

下請取引に関する相談や官公需に関する情報提供の他、商談会の開催、製品展への出展、製品求評会などを実施

③ 小規模事業対策

商工会議所、商工会が行う小規模事業に対する経営改善普及事業への助成

④ IT活用支援事業

経営者向けIT関連セミナーの開催やネットを利用したIT経営相談や情報提供

4) 中小商業対策の推進（振興課）

① 商店街の振興

商店街に対する助言や指導、助成

② 中小小売商業の振興

- ・小売商業振興助成
- ・大規模小売店舗立地審査事務

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の新設・変更等の届出についての審査

③ 流通業の振興

福岡流通センターの活性化支援などの流通振興

5) 伝統産業の振興（振興課）

経済産業大臣指定「伝統的工芸品」である博多織、博多人形や特産品等の振興を図るため、後継者育成、新製品開発、販路拡大を柱に支援し、伝統工芸品の宣伝活動、博多の観光と物産展及び伝統工芸品展の開催等を行っている。

6) 創業支援（創業支援室）

創業支援プラザにおいて、創業相談窓口を運営するとともに各種創業支援情報の提供を行っている。また、インキュベーションプラザ博多・百道浜の運営及びビジネスプラン総合相談会、交流会、ステップアップ助成事業などを実施している。

7) 中小企業サポートセンター管理運営（経営支援課）

福岡商工会議所に対する共益費及びセンターの経常的事務費を負担している。

2.3.2 産業政策部

中小企業の振興施策のうち生活関連産業の振興事業等と新産業の振興施策 5 事業を行っている。

1) 生活関連産業の振興及び雇用創出の推進（課長(生活関連産業・雇用創出担当)）

① 生活関連産業の振興

コミュニティビジネスについての啓発活動、起業セミナー等の開催、コミュニティビジネス事業者を支援する団体（中間支援組織）の育成等によるコミュニティビジネスを起業しやすい環境整備を進めている。

② 雇用創出の推進

国や県などの関係機関と連携した雇用創出に向けた取り組み。

2) 情報関連産業の振興（新産業振興室）

（財）九州システム情報技術研究所に対して運営費の補助を行うなど、福岡市の情報関連産業の振興に取り組んでいる。

3) 研究開発型産業の振興

① 産学連携の推進（産業創出課）

大学等研究機関と地場企業との連携強化による地場企業の研究開発力向上及び新産業・新技術の創出

② バイオ・ナノテクノロジー関連産業振興事業（新産業振興室）

バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、情報関連技術を融合した新産業の発掘・育成

4) デザイン関連産業の振興（新産業振興室）

「FUKUOKA デザインリーグ」を企画・開催するなどデザイン関連産業の振興に取り組んでいる。

5) ロボット関連産業の振興（新産業振興室）

「次世代ロボット研究会」の開催、「ロボット開発・実証実験特区」の推進及び、ロボット関連の情報提供・交流・教育・研究が行われる複合施設ロボスクエアの運営に対し支援を行っている。

6) 音楽・デジタルコンテンツ関連産業の振興（産業創出課）

「福岡音楽ポータルサイト」の運営、「ミュージックシティ天神」の開催などを通じて関連産業の振興を図り、「マルチメディア・アライアンス福岡」や「アジアデジタルアートアンドデザイン学会」などの専門機関を通じて関連産業の振興を図っている。

2.3.3 投資・交流推進部

アジアビジネス拠点の形成施策の4事業と企業立地の促進の2事業を行っている。

1) 海外市場開拓事業（国際経済課及び投資交流推進課）

アジア経済交流センターの活動を支援するほか、展示会・商談会・セミナー等を通して、福岡市の主要産業である食品及びIT等の成長分野を中心に、地元経済団体と連携してビジネス構築を図り、国際ビジネスを支援している。

2) 貿易促進環境整備事業（国際経済課）

外国貿易促進機関の誘致及び在福貿易促進機関の展示商談会・貿易投資セミナー等の実施や情報収集等に対する活動支援を行っている。

3) 貿易団体等の育成事業（国際経済課）

貿易関連団体を指導・育成し、貿易マインドの醸成と資質の向上を図っている。

4) アジアビジネスゾーン推進事業（投資交流推進課）

アジアの企業や東アジアを視野に活動する欧米企業を誘致するため、対象企業の発掘や日本進出表明企業の福岡市内への立地を支援している。また、福岡市の認知度を高めるために博覧会に出展参加し海外行政機関・企業とのネットワーク作りを図っている。

5) 企業立地促進制度（課長(立地サポート担当)）

企業の立地に係る初期投資を軽減する「企業立地促進制度」を実施し、福岡市からの立地促進や既存事務所の転出防止を図っている。

6) 情報収集・PR等（課長(立地サポート担当)）

企業訪問や企業情報誌等による情報収集及びパンフレット、ホームページ等を活用し、福岡市の立地環境をはじめとした情報発信を行っている。

2.3.4 集客交流部

観光・コンベンションの振興施策として以下の3事業を行っている。

1) コンベンション施設整備推進（コンベンション課）

人、物、情報が集まるコンベンションの開催は、福岡市に大きな経済効果をもたらすとともに産業の振興に大きく寄与するため、中央ふ頭地区においてコンベンション関連施設の整備及び管理運営を行っている。

2) 観光コンベンション振興（観光課及びコンベンション課）

① ビジターズ・インダストリー推進事業

集客産業の振興を図るため、ビジターズ・インダストリー推進協議会を設置し、市民や民間企業の自発的な取り組みを促進し、観光客へのサービスの向上を図るため、様々な情報発信やイベントを官民挙げて行う「ウエルカムキャンペーン」を展開

② 広域観光推進事業

観光ニーズの多様化、広域化に対応するため、他地域と連携しての広域観光ルートの開発

③ 国際観光振興事業

アジア太平洋都市観光振興機構（TPO）の加盟都市との連携及び釜山広域市との共同観光宣伝による海外からの観光客誘致

④ 観光の振興

観光客に対する観光案内業務及び観光に関する研修等の実施

⑤ 祭り振興事業

福岡市の代表的な祭り「福岡市民の祭り博多どんたく港まつり」や「博多祇園山笠」等の祭り行事への助成・支援及び博多情緒のイメージアップ、内外の観光客誘致

⑥ アジアマンス

アジアの文化、芸術、学術を中心とした国際的な幅広いイベントを毎年9月を中心に展開

⑦ コンベンション推進事業

福岡国際会議場などを活用しての様々なコンベンションの誘致及び開催

⑧ 観光施設整備運営事業

博多町家ふるさと館の管理運営を財団法人福岡観光コンベンションビューローへ委託

3) 福岡コンベンションビューロー事業負担金（観光課）

財団法人福岡観光コンベンションビューローの人件費、観光関連事業費、コンベンション関連振興事業費及びにぎわい創出事業を負担している。

2.3.5 空港対策部

福岡空港が福岡市街地に近接するという状況から、航空機騒音対策や空港周辺の整備を推進するとともに、離着陸回数の増加等に対応した空港機能を高めるために、国・県とともに空港施設の整備を推進している。

1) 航空機騒音防止対策事業（空港対策課）

空港周辺における航空機騒音により生じる障害の防止及び軽減を図る事業を行っている。

2) 空港周辺整備事業（空港対策課）

空港周辺地域の整備事業を行っている。

3) 福岡空港整備事業費負担金（空港対策課）

空港整備法に基づき基本施設整備費の一部を負担している。

4) その他（空港対策課）

福岡空港への国際線誘致事業及び経常経費等であり、空港関係協議会の事業経費の負担金及び福岡空港地域対策協議会への事業経費の補助金を支払っている。

3. 事業概況

3.1. 予算費目別推移（決算）

3.1.1 事業別の事業費推移

（単位：百万円）

目	節	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
商工総務費	給料	313	336	347	366	380
	職員手当等	262	276	269	279	298
	共済費	104	115	116	126	132
	その他	3	2	4	3	2
	小計	682	730	736	774	813
商工業振興費	報酬	11	15	18	27	26
	共済費	2	3	4	5	6
	賃金	14	16	12	13	15
	報償費	13	16	19	16	14
	需用費	26	21	21	20	14
	委託料	67	56	126	435	448
	使用料及び賃借料	503	411	403	403	436
	工事請負費	157	67	96	57	-
	公有財産購入費	173	149	154	714	1,706
	負担金・補助及び交付金	1,368	1,274	1,355	1,373	1,262
	補償、補填及び賠償金	197	299	840	832	799
	その他	26	22	21	25	28
	小計	2,556	2,349	3,069	3,921	4,755
貿易振興費	負担金・補助及び交付金	221	231	203	198	156
	その他	15	17	17	30	31
	小計	236	248	219	227	188
商工金融資金	貸付金	56,245	65,496	76,619	76,841	77,269
消費者対策費	委託料	56	57	54	51	54
	負担金・補助及び交付金	5	5	5	5	4
	貸付金	60	39	21	8	-
	その他	33	26	16	15	14
	小計	154	126	95	78	72
計量検査費	委託料	8	14	6	4	4
	その他	23	20	23	22	21
	小計	31	34	29	26	26
空港対策費	委託料	5	3	5	4	4
	負担金・補助及び交付金	772	959	685	697	696
	貸付金	886	-	-	-	-
	その他	33	12	22	14	9
	小計	1,696	974	712	714	710
観光費	給料	58	60	56	61	65
	職員手当等	49	48	44	51	56
	共済費	20	20	19	21	22
	委託料	142	296	133	176	153
	使用料及び賃借料	79	79	82	82	81
	工事請負費	-	50	-	1	3
	公有財産購入費	112	109	779	-	-
	負担金・補助及び交付金	609	544	735	641	548
	貸付金	9	1,239	1,238	1,227	1,140
	その他	19	11	12	14	18
	小計	1,097	2,456	3,098	2,274	2,086
国民宿舎費	繰出金	10	116	-	-	-
総合計		62,706	72,529	84,577	84,855	85,918
商工金融資金を除いた合計		6,461	7,033	7,959	8,014	8,649

3.1.2 主な増減の内容

著増減理由

商工業振興費		
委託料	百万円	
平成15年度	435	平成15年3月オープンの国際会議場を運営委託している(財)福岡コンベンションセンターへの委託料
平成16年度	448	
公有財産購入費		
平成15年度	714	2年度にわたる福岡国際センターの増改築費用。
平成16年度	1,706	
補償、補填及び賠償金		
平成14年度	840	平成13年度までは、信用保証協会に商工金融資金の原資を預託し、信用保証協会は、これを金融機関に再預託して、その受取利息を保証料損失補填に充当していた。平成14年度からは市が直接金融機関に預託する方法へ変更したため、信用保証協会に対する損失補償額が増加したものである。
平成15年度	832	
平成16年度	799	
空港対策費		
負担金・補助及び交付金		
平成13年度	959	テレビ受信料助成事業に係る補助金交付要綱の一部改正が行われ平成13年度事業から補助対象者が(財)空港環境整備協会から地方公共団体(福岡市)に変更となったことによる増加約2億円。
平成14年度	685	福岡空港整備事業費負担金の減少約3億円
観光費		
委託料		
平成13年度	296	NHK大河ドラマ北条時宗の福岡市ロケ収録に併せた中世博多展の開催に伴う観光案内所設置、福岡県補助による緊急雇用、観光宣伝隊の派遣等で113百万円の支出があった。その他博多・天神の観光案内所整備に37百万円の支出がある。
公有財産購入費		
平成12年度	112	平成12年度～14年度に「博多町家」ふるさと館の特別会計からの取得があった。
平成13年度	109	
平成14年度	779	
負担金・補助及び交付金		
平成14年度	735	平成15年3月にオープンした福岡国際会議場建物を所有する(財)福岡コンベンションセンターへの借入金返済原資補助及び緑道管理等経費の補助である。
貸付金		
平成13年度	1,239	福岡タワーの銀行借入金を、市からの低利融資で肩代りしたもので、年度内での貸付及び回収を実施している。16年間の分割返済となっている。

3.2. 商工費の一般予算に占める割合の推移

一般会計予算に占める商工費の割合

(単位；百万円)

区分	歳出合計額	商工費	歳出に占める割合	うち金融事業対策費	金融事業対策費を除く商工費	実質的な構成比
平成12年度	713,549	70,844	9.93%	64,558	6,285	0.97%
平成13年度	706,736	73,321	10.37%	66,047	7,274	1.14%
平成14年度	722,803	87,819	12.15%	80,441	7,378	1.15%
平成15年度	721,374	91,617	12.70%	83,892	7,726	1.21%
平成16年度	731,729	90,964	12.43%	83,188	7,776	1.20%

(注1) 商工費には消費者対策費74百万円及び計量検査費27百万円が含まれるが、市民局の予算のため除いている。

(注2) 構成比は対歳出(金融対策事業費を除く)合計額

貸付金は毎年度貸付と回収が同額行われるので、これを除外して実質的な構成比を算出した。商工費の占めるウェートは毎年度増加の傾向にある。

3.3. 政令指定都市の商工費の比較

平成16年度一般会計当初予算(案)における商工費の割合

(単位；百万円)

政令指定都市名	歳出合計額	商工費	金融対策事業費	歳出に占める構成比	金融を除く商工費	構成比
札幌市	812,800	82,100	77,926	9.59%	4,174	0.57%
仙台市	416,470	27,412	23,149	5.56%	4,263	1.08%
さいたま市	358,300	6,907	5,126	1.43%	1,781	0.50%
千葉市	345,600	11,256	9,520	2.75%	1,736	0.52%
川崎市	520,958	16,760	14,674	2.82%	2,087	0.41%
横浜市	1,294,677	68,649	58,252	4.50%	10,398	0.84%
名古屋市	1,011,238	84,329	70,547	6.98%	13,782	1.47%
京都市	655,227	37,916	32,181	4.91%	5,735	0.92%
大阪市	1,757,723	93,976	81,388	4.63%	12,588	0.75%
神戸市	822,587	69,665	60,262	7.33%	9,403	1.23%
広島市	532,200	23,741	15,727	2.96%	8,014	1.55%
北九州市	531,681	69,666	47,741	8.98%	21,926	4.53%
福岡市	731,729	90,964	83,188	11.37%	7,776	1.20%
13市平均	753,168	52,565	44,591	5.92%	7,974	1.13%
北九州市を除く12市平均	710,648	43,559	37,396	5.26%	6,163	0.92%

(注) 商工費には金融対策事業費(貸付金)が大部分を占めており各市で制度が異なり比較困難なため、商工費から金融対策事業費を除いて実質的な構成比割合を算出している。

福岡市の商工費は総額では13政令指定都市平均を大きく上回っており、特に金融対策事業費(貸付金)は額、歳出合計に占める率ともにトップである。金融対策事業費を除くと13政令指定都市平均値であり市歳出合計額に占める構成比も1.20%と平均値になっている。ただし、北九州市の影響で平均値は上がっており、他の都市の大半は1%以下であることから、福岡市の実質的な商工費の市歳出合計に占める割合は高い方であるといえる。

3.4. 平成16年度の経済振興局の予算内容

(単位：千円)

重要施策	担当部署	内 容	予算	負担金補助 及び交付金	委託料	その他	備考	
中小企業の振興	産業振興部	経営支援課	金融の円滑化	83,187,930	-	-	83,187,930	注1
			近代化・高度化の推進	12,267	7,725	-	4,542	
			経営基盤の強化	79,226	30,424	10,906	37,896	
		振興課	中小商業対策の推進	64,567	43,935	5,120	15,512	
			伝統産業の振興	26,484	26,123	-	361	
		創業支援室	創業支援	71,791	13,617	3,123	55,051	注2
	経営支援課	中小企業サポートセンター の管理運営	22,505	18,479	-	4,026		
小計			83,464,770	140,303	19,149	83,305,318		
新産業の育成	産業政策部	課長(生活関連産業・ 雇用創出担当)	生活関連産業の振興及び雇 用創出の推進	11,454	-	5,316	6,138	
		産業創出課	研究開発型産業の振興	161,050	10,630	1,361	149,059	注3
			音楽・デジタルコンテンツ 関連産業の振興	20,200	7,774	9,500	2,926	
		新産業振興室	情報関連産業の振興	365,662	356,727	-	8,935	
			デザイン関連産業の振興	5,188	1,700	-	3,488	
小計			727,329	538,564	16,177	172,588		
アジアビジネス 拠点の形成	投資・交流 推進部	国際経済課	貿易促進環境整備	5,085	2,880	-	2,205	
			貿易団体の育成	38,264	38,264	-	-	
		投資交流推進課	海外市場開拓	109,622	103,288	-	6,334	
企業立地の促進	課長(立地サ ポート担当)	企業立地促進制度	アジアビジネスゾーン推進	38,506	15,850	11,170	11,486	
			情報収集・PR等	10,325	310	4,446	5,569	
		小計			301,802	260,592	15,616	25,594
観光・コンベン ションの振興	集客交流部	コンベンション課	コンベンション施設整備推 進等	2,909,745	529,816	423,111	1,956,818	注4
			観光コンベンション振興	1,667,120	277,781	152,760	1,236,579	注5
		観 光 課	福岡観光コンベンション ビューロー事業負担金	279,738	269,738	-	10,000	
			小計			4,856,603	1,077,335	575,871
空港対策	空港対策部	空港対策課	航空機騒音防止対策	345,947	345,437	-	510	
			空港周辺整備	14,092	-	8,081	6,011	
			福岡空港整備事業費負担金	270,507	270,507	-	-	
			その他	26,172	24,587	-	1,585	
小計			656,718	640,531	8,081	8,106		
給与費等			957,021	-	-	957,021		
合計			90,964,243	2,657,325	634,894	87,672,024		

- 注1 その他には、融資制度に係る貸付金(預託金)、補償・補填及び賠償金を含む。
注2 その他は、人件費、インキュベート事業の施設借上料及び共益費等の諸経費が主である。
注3 その他には、研究成果活用プラザ建設用地の公有財産購入費147,157千円を含む。
注4 その他には、福岡国際会議場土地の公有財産購入費1,558,959千円を含む。
注5 その他には、福岡タワー㈱への貸付金1,131,000千円を含む。

第3. 監査の結果

1. 経済振興局の施策と監査実施対象について

経済振興局の施策の支出で多いのは、給与費を除けば貸付金、補助金等及び委託費であるので、貸付金、補助金等及び委託費を監査対象とした。

経済振興局の施策予算と監査実施状況を一覧にすると以下のとおりである。

経済振興局各部ごとの施策予算と監査実施対象の状況

(単位：千円)

部名	課名	施策内容	予算	決算	監査実施対象		備考
					件数	金額	
産業振興部	経営支援課	金融の円滑化	83,187,930	78,097,890	1	78,072,365	*1
		近代化・高度化の推進	12,267	10,490	1	4,068	
		経営基盤の強化	79,226	70,269	8	34,090	
	振興課	中小商業対策の推進	64,567	53,670	6	37,581	
		伝統産業の振興	26,484	25,846	9	21,803	
	創業支援室	創業支援	71,791	62,745	1	2,000	*2
	経営支援課	中小企業サポートセンターの管理運営	22,505	21,800	1	18,444	
	小計	83,464,770	78,342,710	27	78,190,351		
産業政策部	課長(生活関連産業・雇用創出担当)	生活関連産業の振興及び雇用創出の推進	11,454	8,746	3	9,197	*3
	産業創出課	研究開発型産業の振興	161,050	159,922	3	9,800	*4
		音楽・デジタルコンテンツ関連産業の振興	20,200	17,896	3	15,500	
	新産業振興室	情報関連産業の振興	365,662	330,930	2	324,511	
		デザイン関連産業の振興	5,188	5,292	2	4,492	*5
		ロボット関連産業の振興	163,775	162,896	2	164,482	*6
	小計	727,329	685,682	15	527,982		
投資・交流推進部	国際経済課	貿易促進環境整備	5,085	4,919	1	2,880	
		貿易団体の育成	38,264	37,466	2	35,546	
	投資交流推進課	海外市場開拓	109,622	107,495	8	101,544	
		アジアビジネスゾーン推進	38,506	37,780	8	31,264	*7
	課長(立地サポート担当)	企業立地促進制度	100,000	145,874	4	143,202	
		情報収集・PR等	10,325	7,600	2	6,006	*8
	小計	301,802	341,134	25	320,442		
集客交流部	コンベンション課	コンベンション施設整備推進等	2,909,745	2,838,875	3	869,247	*9
		観光コンベンション振興	1,667,120	1,665,393	27	383,633	*10
	観光課	福岡観光コンベンションビューロー事業負担金	279,738	277,058	2	280,558	*11
		小計	4,856,603	4,781,326	32	1,533,438	
空港対策部	空港対策課	航空機騒音防止対策	345,947	368,509	11	367,514	
		空港周辺整備	14,092	8,665	1	2,835	
		福岡空港整備事業費負担金	270,507	307,256	1	307,256	
		その他	26,172	25,799	3	22,287	
		小計	656,718	710,229	16	699,892	
	給与費等	957,021	1,057,241	-	-		
	合計	90,964,243	85,918,322	115	81,272,105		

- *1 金融の円滑化事業の監査対象は、融資制度に係る貸付金(預託金)、補償・補填及び賠償金、委託料であるが、件数は委託料の件数を記載している。
- *2 支出は人件費、インキュベート事業の施設借上料及び共益費等の諸経費が主である。
- *3 監査実施対象には他局からの予算支出(港湾局1件3,465千円、総務企画局1件2,499千円)が含まれている。
- *4 別途、研究成果活用プラザ建設用地の公有財産購入費147,157千円があるが、港湾局からの所管替による局間の支払いであるので検討対象としていない。
- *5 監査実施対象には港湾局からの予算支出1件2,992千円が含まれている。
- *6 監査実施対象には港湾局からの予算支出1件3,999千円が含まれている。
- *7 監査実施対象には他局からの予算支出(港湾局2件4,103千円、総務企画局2件5,712千円)が含まれている。
- *8 監査実施対象には港湾局からの予算支出1件1,942千円が含まれている。
- *9 別途、福岡国際会議場土地の公有財産購入費1,558,959千円があるが、港湾局からの所管替による局間の支払いであるので検討対象としていない。
- *10 別途、福岡タワーへの貸付金1,131,000千円があるが、平成13年度貸付分の借換であるので検討対象としていない。
- *11 決算の金額は、監査対象とした福岡観光コンベンションビューロー負担金165,915千円のうち観光推進事業(1,500千円)及び宣伝印刷物作成負担金(11,000千円)を観光コンベンション振興施策に含めている。

2. 産業振興部

2.1. 産業振興部の予算と監査対象

2.1.1 事業別の主な予算内容

(単位：千円)

	内 容	予算	予算内容			備考
			負担金補助金 及び交付金	委託料	その他	
経営支援課	金融の円滑化	83,187,930	-	-	83,187,930	注1
	近代化・高度化の推進	12,267	7,725	-	4,542	
	経営基盤の強化	79,226	30,424	10,906	37,896	
振興課	中小商業対策の推進	64,567	43,935	5,120	15,512	
	伝統産業の振興	26,484	26,123	-	361	
創業支援室	創業支援	71,791	13,617	3,123	55,051	注2
経営支援課	中小企業サポートセンター の管理運営	22,505	18,479	-	4,026	
	小計	83,464,770	140,303	19,149	83,305,318	

注1 その他には、融資制度に係る貸付金（預託金）、補償・補填及び賠償金を含む。

注2 その他は、人件費、インキュベート事業の施設借上料及び共益費等の諸経費が主である。

上記のうち負担金及び補助金、委託料、貸付金及び補償補填について以下のとおり監査を実施した。

(単位：千円)

内 容	予算	決算	監査実施対象					
			負担金、補助金		委託料		貸付金、補償補填	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
金融の円滑化	83,187,930	78,097,890	-	-	1	4,529	-	78,067,836
近代化・高度化の推進	12,267	10,490	1	4,068		-		-
経営基盤の強化	79,226	70,269	5	24,304	3	9,786		-
中小商業対策の推進	64,567	53,670	5	32,646	1	4,935		-
伝統産業の振興	26,484	25,846	9	21,803		-		-
創業支援	71,791	62,745	1	2,000		-		-
中小企業サポートセンター の管理運営	22,505	21,800	1	18,444		-		-
合 計	83,464,770	78,342,710	22	103,265	5	19,250	-	78,067,836

監査結果については、【その1】負担金、補助金、委託料と【その2】貸付金に区分して記載した。

2.2. 監査の結果【その1 負担金、補助金、委託料】

2.2.1 金融の円滑化（経営支援課）

1) 事業の内容

中小企業の資金需要に対応するため、福岡市商工金融資金制度を設け融資のあっせんを行っている。また、平成16年度には、平成16年12月1日から平成17年3月31日まで、中小企業の経営の安定化を図ることを目的として、経営支援緊急融資を実施しており、融資を必要とする中小企業者が申込要件を具備しているかどうかの判断を行うため、(社)中小企業診断協会福岡県支部に特命随意契約で委託している。

2) 監査の結果

融資のあっせん業務については、別記しているもので、ここでは以下の委託料1件を抽出した。

費目	件名	金額(千円)	交付先	契約の方法	指摘事項	意見
委託料	経営支援緊急融資に伴う受付相談業務委託	4,529	(社)中小企業診断協会福岡県支部	随意契約(特命)		

起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し、内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。その結果、事務手続は規程に準拠して適正に処理されていることが認められた。

2.2.2 近代化・高度化の推進事業（振興課・経営支援課）

1) 事業の内容

業種別団体の組織化、事業の共同化について指導・助言を行っている。

2) 監査の結果

以下のとおり補助金1件のサンプルを抽出した。

費目	件名	金額(千円)	交付先	指摘事項	意見
補助金	高度化促進補助金	4,068	福岡地区中小企業団体連合会	○	○

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類との照合を行い内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、下記の指摘事項を除き事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 指摘事項

平成 16 年度は補助金の交付要綱が作成されていなかった。但し、平成 16 年度福岡市補助金等審査委員会の指摘により平成 17 年度は改善されている。

4) 意見

高度化促進補助金の補助対象は、福岡地区中小企業団体連合会が行う支援事業及び教育情報事業である。同連合会の支出総額 10,077 千円(予算 10,264 千円)のうち 4,068 千円を福岡市が補助している。実施報告書において相談事業を実施した回数、研修会、交流会等に出席した人数等の報告はあるが、予算策定時に意図したとおり実行されたかどうか比較検討されていない。福岡地区中小企業団体連合会が実施する事業に関わる活動指標を明確にして、過去あるいは予算策定時の指標と比較することにより補助の有効性を検討する必要がある。

2.2.3 経営基盤の強化（経営支援課）

1) 事業の内容

経営基盤強化のために主として次の 4 つの事業を行っている。

- ① 経営相談・診断指導事業
- ② 新市場開拓の推進
- ③ 小規模事業対策
- ④ IT 活用支援事業

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から 5 件、委託料から 3 件のサンプルを抽出した。
その内容は以下のとおりである。

NO.	費目	件名	金額(千円)	交付先/委託先	契約の方法	指摘事項	意見
1	補助金	受注促進補助金(機械金属工業振興事業)	2,304	福岡市機械金属工業会	—	○	○
2	負担金	地域産業振興負担金(福岡市新市場開拓等推進事業)	7,000	福岡市新市場開拓推進委員会	—		
3	補助金	小規模事業指導費補助金	8,800	福岡商工会議所	—	○	○
4	補助金	小規模事業指導費補助金	3,000	志賀商工会	—	○	○
5	補助金	小規模事業指導費補助金	3,200	早良商工会	—	○	○
		負担金補助金及び交付金 計	24,304				
6	委託料	福岡市経営相談業務委託	4,029	(社)中小企業診断協会福岡県支部	随意契約(特命)	○	
7	委託料	福岡市商工金融融資制度に係る返済相談業務委託	2,476	(社)福岡市シルバー人材センター	随意契約(特命)		○
8	委託料	ふくおかIT経営・Com管理運用業務委託	3,281	(株)ペンシル	随意契約(特命)		
		委託料 計	9,786				

負担金及び補助金については、起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し、委託料については起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し、内容を吟味することで事務手続の合規性を検討した。

その結果、後述の指摘事項を除き事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 指摘事項

- ① 補助金(N0.1、3、4、5)については、平成16年度は交付要綱が作成されていなかった。但し、平成16年度福岡市補助金等審査委員会の提言により平成17年度は改善されている。
- ② 「N0.6」の委託料については決裁伺いに決裁日の記載が漏れていた。

4) 意見

- ① 「N0.1」について。受注促進補助金2,304千円が福岡市機械金属工業会の運営費を対象に交付されているが、交付要綱や取扱要領が作成されていなかったため、補助金の使途が明確に示されていなかった。福岡市機械金属工業会の実質総収入は4,600千円であり、福岡市の補助金の割合は50%であるが、支出の中には自主財源により実施されるべき支出項目(プロ野球観戦費用予算300千円)が労務・厚生事業費に含まれていた。

平成17年度は交付要綱が作成され、改善されている。

② 「NO. 3～5」について。小規模事業指導費補助金が福岡商工会議所、志賀商工会及び早良商工会に補助されている。支出の金額は、毎年度同額であった。

平成 17 年度に交付要綱が作成され福岡商工会議所には中小企業相談事業のうち補助対象経費の 1/8 を、志賀商工会及び早良商工会に対しては経営改善普及事業に要した費用の 1/3 を上限として予算の範囲内で交付することとなった。

しかしながら、平成 17 年度は上限額が予算額を上回る見込みであるので、従来と同額の補助金が支出される見込みである。本補助金は、長期にわたり定額補助が継続しているが、活動指標及び成果指標を明確に定義して、過去の実績にとらわれない補助額とするよう検討する必要がある。

③ 「NO. 7」について。福岡市商工金融資金制度に係る返済相談業務を特命随意契約で社団法人福岡市シルバー人材センターに委託している。当該業務は業務委託の相談員 3 名が福岡市の嘱託員 1 名と制度融資の返済相談に応ずるものである。特命随意契約の理由として、(社)福岡市シルバー人材センターへの支払単価が安いこと、および同センターの登録者が銀行等の出身者等であり、十分な経験を有するからとされている。委託業務の性格上、専門性が高く、トラブルを避けるため経験豊かな高齢者が望ましいとのことであるが、それだけでは特命随意契約とできることの要件を満たしていない。専門性の高い派遣業者等を探し、特命でなく相見積りによる随意契約とするべきである。

2.2.4 中小商業対策の推進（振興課）

1) 事業の内容（前述）

- ① 商店街の振興
- ② 中小小売商業の振興
- ③ 流通業の振興

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から 5 件、委託料から 1 件のサンプルを抽出した。その内容は以下のとおりである。

NO.	費目	件名	金額(千円)	交付先/委託先	契約の方法	指摘事項	意見
1	補助金	共同事業促進補助金(商店街にぎわい支援事業)	6,452	大橋西部商店街 外7	—		
2	補助金	共同事業促進補助金(商店街チャレンジ活動支援事業)	4,000	箱崎商店連合会	—		
3	補助金	共同事業促進補助金(協同組合連合会福岡流通センター)	5,162	協同組合連合会福岡流通センター	—	○	○
4	補助金	高度化促進補助金(商店街高度化支援事業)	14,397	協同組合薬院プラザ、川端中央商店街振興組合	—		
5	負担金	地域産業振興負担金(博多商人塾事業)	2,635	博多商人塾実行委員会	—		
		負担金補助金及び交付金 計	32,646				
6	委託料	流通グローバル戦略調査業務委託	4,935	(株) エーピーシー研究設計	随意契約		○
		委託料 計	4,935				

負担金及び補助金については、起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し、委託料については起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合規性を検討した。

その結果、後述の指摘事項を除き事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 指摘事項

① 「NO.3」の協同組合連合会福岡流通センターについて、補助金交付要綱が未作成であった。

4) 意見

① 「NO.3」について。協同組合連合会福岡流通センターは福岡流通センター全体の健全な発展を図ることを目的とし、立地環境整備の促進、立地企業組合等の事業および経営の指導等を行っている。構成員は流通関係6協同組合である。平成4年度から平成16年度に交付された補助金は、福岡市から常務理事として派遣された0B1名の人件費見合いとなっている。報酬は福岡市の嘱託員制度の規定に基づいて算定されているが、福岡市から独立した団体の職員である以上、その団体での業務内容や実績に基づいて算定すべきであって、福岡市の基準をもとに給与支払いを行うことに合理性はないし、そもそも福岡市が負担する必然性がない。なお、平成17年度にはこの事業は廃止されている。

② 「NO.6」について。流通グローバル戦略調査業務委託は、福岡市の基幹産業である流通業において従業員数や年間販売額が著しく減少しており、全国的に見ても厳しい状

況にあるので、時代の変化に対応した福岡市流通業振興の新たな方向および振興施策の提案につなぐための調査を行うものである。業者の選定は、経済界の調査の実績がある3社の相見積りによる随意契約で、金額が最小の先と契約されている。成果物の流通グローバル戦略調査報告書（81ページ）は主に市内利用で、一般には公開されていない。依頼があれば印刷物（20部作成）を渡すようにしているとのことであるが、約500万円を要した調査報告書であるので、広く福岡市民も利用できるように成果物の公開を検討すべきである。

2.2.5 伝統産業の振興（振興課）

1) 事業の内容

福岡市は、同業組合が実施する振興事業に対しては、伝統産業の後継者育成、新製品開発、販路拡大を柱として支援を行っている。当事業は、文化の保存ではなく産業の振興として位置づけられている。博多織に関しては博多織工業組合、博多人形に関しては博多人形商工業協同組合があり、市の資金はこれらの団体へ、もしくは、これらの団体と市が共同で立ち上げている委員会等に対して交付されている。

博多織は約760年の歴史をもつ絹織物であり、和装の帯として発展してきたが、近年さまざまな製品分野（バッグ、財布等）を開拓してきている。伝統的工芸品への指定は昭和51年6月で、組合員の約半数が会社形態をとっている。生産推移等は以下のとおりである。生産数量では、平成14年を底に、その後上昇傾向にあるが、ピーク時に比して大幅に落ち込んでいる。

区分	昭和50年 (ピーク)	平成12年	13年	14年	15年	16年	ピーク時に対する比率
事業者	163社	51	50	48	46	46	28.2%
従業員	3,732人	406	444	439	444	444	11.0%
生産量	1,945千本	211	191	188	198	214	11.0%
出荷額	18,729百万円	3,650	3,390	3,430	3,680	3,930	21.0%

(※ 博多織工業組合調べ)

博多人形は400年以上の歴史をもつ工芸品である。伝統的工芸品の指定は昭和51年2月である。博多織とは異なり、個人の職人が生産している場合が多い。販売生産推移等は以下のとおりである。すべての指標で、減少傾向がなお続いている。

区分	昭和52年 (ピーク)	平成12年	13年	14年	15年	16年	ピーク時に対する比率
事業者数	120社	81	77	74	68	63	52.5%
従業員数	(昭和52年) 2,124人	628	620	615	510	490	23.1%
生産数量	2,653千本	1,045	1,000	998	900	800	30.2%
出荷額	3,245百万円	1,345	1,300	1,299	1,220	1,150	35.4%

(※ 博多人形商工業協同組合調べ)

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から9件のサンプルを抽出した。

その内容は以下のとおりである。

NO.	費目	件名	金額(千円)	交付先	指摘事項	意見
1	負担金	伝統産業振興負担金(博多の観光と物産展)	3,203	福岡物産振興協会		○
2	負担金	伝統産業振興負担金(伝統工芸品宣伝事業)	3,600	伝統工芸品宣伝実行委員会		○
3	負担金	伝統産業振興負担金(東京新作展事業)	6,300	東京新作展開催実行委員会		○
4	補助金	伝統産業振興補助金(博多織後継者育成資金)	1,440	博多織工業組合		○
5	補助金	伝統産業振興補助金(博多織求評会)	3,000	博多織工業組合		
6	補助金	伝統産業振興補助金(博多織活性化事業)	1,950	博多織工業組合		
7	補助金	伝統産業振興補助金(博多人形新製品開発)	810	博多人形商工業協同組合	○	
8	補助金	伝統産業振興補助金(青年部活動助成)	500	博多人形商工業協同組合	○	
9	補助金	伝統産業振興補助金(博多人形後継者育成)	1,000	博多織工業組合		
		負担金補助金及び交付金 計	21,803			

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類との照合を行い内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、後述の指摘事項を除き、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 指摘事項

- ① 「NO. 7、8」の伝統産業振興補助金(博多人形新製品開発及び青年部活動助成)について、当初予算決定時の資料に支出の内訳がなく、補助金の具体的な使途金額を把握していなかった。厳密な予算査定を行う必要がある。

また、福岡市補助金交付規則第15条によれば補助金額の確定を行う際に、報告書等の書類の審査(及び必要な場合には現地調査)を行うこととされているが、補助金の具体的な使途は詳細には把握されていなかった。補助金の交付確定の際には、適切な審査及び調査を行う必要があると考える。

4) 意見

- ① 「NO. 1」について。福岡市経済振興局産業振興部(事務局)と博多織工業組合(会長)及び博多人形商工業協同組合(副会長)等で組成している福岡市物産振興協会に3,203千円の負担金を交付している。

この協会の主な事業である「博多の観光と物産展」を仙台、松本、札幌等の各都市で開催しており、各年度の開催都市は以下のとおりである。

各都市開催回数

年 度	仙台市	松本市	盛岡市	札幌市	川越市
平成 7年度	*	*			*
平成 8年度	*	*			*
平成 9年度	*	*			*
平成10年度	*	*			*
平成11年度	*	*			
平成12年度	*	*	*		
平成13年度	*	*	*		
平成14年度	*	*	*	*	
平成15年度	*	*	*	*	
平成16年度		*		*	
計	9	10	4	3	4
累計	26	21	4	3	9

過去には、東京都39回（昭和32年～平成6年）、大阪市1回（昭和52年）が開催されている。

平成 16 年度は計画されていた盛岡・仙台展が中止になり 160 万円の剰余金が発生した。剰余金は過年度繰越分を含めると 670 万円になっているが、福岡市には返還されていない。負担金は毎期の事業経費の必要額であり、剰余金が出れば返還されるべきものである。数年にわたり剰余金が発生するのであれば、負担金の算定方法に問題があるともいえる。

また、当該事業の効果の測定がなされていない。物産展が県産品の販路拡大を目的にするのであれば、一般的には大消費地主体に行うべきと考えられる。しかし、出展事業者の希望ということで表記載の地方小都市で行われている。効果の測定及び評価を十分に実施し、今後の事業取り組みを再検討すべきである。

- ② 「NO.2」の伝統工芸品宣伝事業は、伝統工芸品宣伝実行委員会が実施する事業に対し、その経費の一部を負担する制度である。同委員会は、博多織と博多人形の PR を行うことを目的とし、博多織工業組合、博多人形商工業協同組合及び福岡市によって組織された団体である。

同委員会の実際の活動は、博多人形と博多織との共同の PR ではなく、それぞれの PR を行っている。16 年度は組合の資金力の問題から、人形の組合の負担が少なくなり、その分実際の事業も人形関連の事業は少なくなっている。

博多人形と博多織の組合が参画した委員会形式をとるならば、協力して PR 事業を行うというのがあるべき姿であると思われる。そうでないのであれば、委員会形式をとる必要はなく、それぞれの組合に必要な額を補助すれば足りると思われる。なお、NO.1 の物産振興協会も両組合を母体としていることから、本委員会との統合も検討の余地があるものと思われる。

- ③ 「NO.3」の東京新作展事業は、東京新作展開催実行委員会が実施する事業に対し、その経費の一部を福岡市が負担する制度である。同委員会は、全国伝統的工芸センター（東京）にて毎年1回ずつ連続して開催される博多織と博多人形の新作展の開催を目的とし、博多織工業組合、博多人形商工業協同組合及び福岡市によって組織された団体である。平成16年度の東京新作展の入場者数は、博多帯展1,000人（4/8～4/13の6日間）、博多人形展2,000人（4/15～4/27の13日間）である。

当該事業の収支の要約は以下のとおりである。（単位：千円）

項目	予算	決算
収 入		
繰越金	1,843	1,843
福岡市負担金	6,300	6,300
博多織工業組合負担金	1,500	1,500
博多人形商工業組合負担金	1,500	1,500
伝統的工芸品センターより特別展経費補助（交通費）	—	1,877
収入計	11,143	13,020
支 出		
会場設営費	4,000	4,365
旅費（市の主催者、組合員）	3,000	1,654
報償費（審査員謝金・記念品）	800	500
宣伝広報誌	2,000	927
里帰り展、与一賞展	600	518
事務費（日当）	343	1,790
そ の 他	400	3
支出計	11,143	9,757
翌年度繰越金	0	3,263

予算と決算を比較すると支出が予算と乖離しているが、旅費1,369千円を誤って事務費に計上しているためである。なお、剰余金は過年度繰越分を含めると326万円になっているが、福岡市には返還されていない。負担金は毎期の事業経費の必要額であり、剰余金は返還されるべきものである。数年にわたり剰余金が発生するのであれば、負担金の算定方法に問題があるともいえる。

現状から判断すれば、それぞれの組合に必要額を補助すれば足り、委員会形式をとる必要性があるのか疑問である。

- ④ 「NO.4」について。博多織の後継者を育成するため、博多織工業組合に対して補助金を交付している。交付金は、後継者育成のために後継者候補1人当り月60千円が組合員に支給される。平成16年度は、福岡市と同組合が2分の1ずつ負担して5名の後継者候補を対象に2組合員に支給された。

補助金は、平成14年度から交付されているが、補助対象者が後継者として育っているのか否かについてフォローがなされていなかった。補助金の効果測定のために継続

的な観察が必要である。なお、その後の追跡調査の結果、平成14年、平成15年及び平成16年度の支給対象者14名のうち、平成17年12月現在での在籍者は13名である。

⑤ 伝統産業の振興事業に対する全体的意見

伝統産業の振興のための補助金、負担金等の予算の推移は下表のとおりで近年減少傾向にある。

(単位;千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
博多織(単独)	13,150	12,150	11,090	9,440	6,390
博多人形(単独)	7,924	5,344	4,036	4,036	3,750
その他(共同)	19,899	22,025	19,478	18,691	15,794
合計	40,973	39,519	34,604	32,167	26,484

(注)平成16年度のその他は、東京新作展事業6,300千円、伝統工芸品宣伝事業3,600千円、博多の観光と物産展3,203千円等である。

この規模の施策に、2名の職員が専属で従事している。予算金額は小さいのに、小口の補助金、負担金等を、それぞれ別個の委員会を立ち上げて提出しているため、複雑で、かつ事務負担も大きなものとなっている。

いずれの施策も、博多織と博多人形のそれぞれの組合が主体的に行うべきものであり、委員会を必要としないシンプルな形式で、効率的かつ効果的なものとする必要がある。

2.2.6 創業支援（創業支援室）

1) 事業の内容

創業支援プラザ（福岡商工会議所1F）において、福岡商工会議所と共同で創業相談窓口を運営するとともに各種創業支援情報の提供を行っている。

また、インキュベートプラザ博多・百道浜の2施設を運営し、ビジネスプラン総合相談会、交流会、ステップアップ助成事業、起業家支援セミナーなどを実施している。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から以下のサンプル1件を抽出した。

費目	件名	金額(千円)	交付先	指摘事項	意見
補助金	創業者育成補助金(ステップアップ助成事業)	2,000	創業者		

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類との照合を行い内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

2.2.7 中小企業サポートセンター管理運営（経営支援課）

1) 事業の内容

中小企業サポートセンター管理運営費として、福岡商工会議所に対する共益費及び同センターの経常的事務費を負担している。

福岡商工会議所ビルの1階及び2階の1,110㎡は福岡市所有であり、2階163㎡を福岡商工会議所に貸与している。当該部分について、共益費は福岡商工会議所負担であるが、賃貸料は無償である。無償貸与の根拠としては、「福岡市行政財産使用料条例」第4条(2)「国又は他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用させるとき」および(4)「当該使用が福岡市の事務事業の円滑な執行に寄与することとなるとき」に該当し、無償とすることができるためとしている。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から以下の1件のサンプルを抽出した。

費目	件名	金額(千円)	交付先	指摘事項	意見
負担金	共益費負担金	18,444	福岡商工会議所		

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類との照合を行い内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3. 産業振興部【その2 貸付金】（経営支援課）

3.1. 福岡市商工金融資金制度の概要

3.1.1 制度の趣旨

福岡市商工金融資金制度は、中小企業者等の事業振興、経営の安定、設備の合理化に資するための資金または市長が必要と認めた資金を「福岡市商工金融資金制度要綱」に基づき融資のあっせんを行う制度である。福岡市は資金を金融機関に預託し、金融機関が当該資金に自己資金を加えて融資を行う。福岡市制度融資には、福岡県信用保証協会（以下、「信用保証協会」という。）の信用保証が付与される。

福岡市商工金融資金制度は、基本的に、中小企業者への貸付原資である融資枠を福岡市と金融機関とで負担し合う協調融資により成り立っている。市の負担額は、預託金として金融機関に年度初めに預け入れられるが、年度末には全額返還される。

負担割合は制度により異なるが、市が金融機関へ預け入れた預託金の1.0～2.65倍（融資倍率）の融資枠を設定している。

最近10年間の預託金と制度融資に係る貸付金（保証債務）の新規貸付及び残高の推移は以下のとおりである。

市から金融機関への預託状況と貸付金及び保証債務残高の推移

（単位：千円）

年 度	市の預託金額	新規貸付		貸付金残高		保証債務残高	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
平成7年度	36,885,000	10,400	73,362,918	22,976	109,342,893	22,741	105,433,046
平成8年度	43,742,000	10,503	69,605,244	25,589	121,052,730	25,378	117,758,428
平成9年度	45,117,000	12,696	97,258,756	27,780	141,425,145	27,660	138,843,380
平成10年度	61,723,000	13,732	90,282,309	30,937	155,997,758	30,570	152,555,375
平成11年度	63,164,000	9,399	65,000,991	32,313	150,084,409	32,177	148,227,298
平成12年度	56,245,000	9,035	69,675,121	31,098	140,150,734	31,050	138,681,067
平成13年度	65,496,000	13,268	79,678,254	32,304	140,191,904	32,265	139,625,845
平成14年度	76,618,500	9,574	79,444,459	30,576	139,281,475	30,537	138,747,960
平成15年度	76,841,000	8,711	71,865,162	27,679	135,742,120	27,641	135,345,382
平成16年度	77,269,000	9,494	65,383,206	26,612	131,903,634	26,575	131,601,649

福岡市商工金融資金制度においては、借受者の負担軽減を図るため、信用保証料率を信用保証協会の定める基本信用保証料率（1.35%）より低率に定めている。福岡市はこの保証料率の引き下げ分について、制度資金ごとに一定の率を信用保証協会に補填（損失補償）している。

3.1.2 制度適用の条件

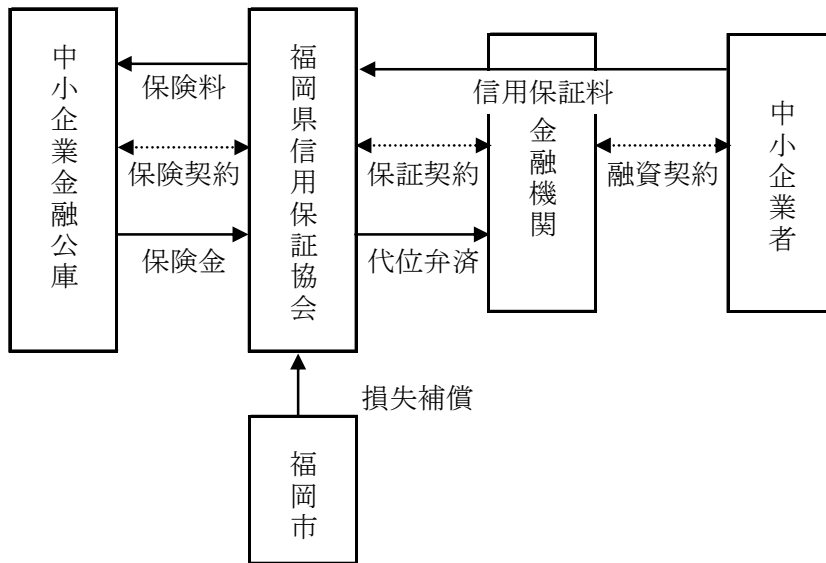
福岡市商工金融資金制度における貸付の主な条件は次のとおりである。

貸付先	市内の中小企業者等（市税債務の延滞ないこと）
貸付対象資金	事業振興、経営の安定、設備の合理化及び市長が必要と認める資金
貸付期間	短期運転資金：1年以内 長期運転資金：8年以内 長期設備資金：7年以内又は10年以内（指定高度化資金は20年以内）
貸付限度額	商工業振興資金（短期資金3,000万円、長期資金1億円） 小口事業資金1,250万円 経済対策資金3,000万円（特例枠8,000万円あり） 創業支援資金1,000万円～2,000万円 新事業開拓資金5,000万円～7,000万円 貿易振興、公害防止資金4,000万円 設備対応資金（情報化経営改善1億円、企業立地促進2億8千万円、公共事業関連3,000万円） 共同事業資金1億円～2億円
貸付利率	1.5%～1.7%（公害防止資金については無利子、1.3%がある。）
償還方法	分割払い、一括払い（短期のみ）
債権保全等	担保、連帯保証人、及び保証協会保証
保証料率	基本1.35%（市の補填により借受者負担は0.3%～1.18%に軽減）

3.1.3 損失補償

信用保証協会は、保証承諾した融資について中小企業金融公庫（以下、「金融公庫」という。）に保険をかけており、事故が発生して金融機関に対して代位弁済を実行した場合は、金融公庫から代位弁済額の70%又は80%の保険金を受け取る。残りの20%～30%については、市が契約に基づき、2分の1（小口事業資金は3分の2、創業支援資金は全額）を信用保証協会に補償している。代位弁済をした債権については信用保証協会が求償権を有し、求償債権として管理している。代位弁済後回収した資金は損失を負担した金融公庫及び市に負担割合に応じて返納される。

この関係を図示すると以下のとおりである。



- ※ 1 金融公庫から支払われる保険金は代位弁済額の70%又は80%
- ※ 2 市からの損失補償額は、代位弁済額から保険金を差引いた額の2分の1（小口事業資金は3分の2、創業支援資金は全額）

3.2. 金融機関への預託金の預託手続、回収手続

3.2.1 金融機関への預託金の預託手続、回収手続の概要

預託制度は、福岡市が金融機関に資金を預託し、金融機関が当該資金に自己資金を加えて貸付ける制度である。福岡市は、必要に応じてその都度追加資金を金融機関へ預託し、預託資金は年度末にすべて金融機関から福岡市に償還され、翌年度当初に再預託する仕組みを繰り返している。

平成16年度における制度別の預託金残高と対応する融資残高および各制度において発生した代位弁済の金額は下表のとおりである。

平成16年度商工金融資金の資金別預託金及び融資残高 (単位:千円)

区分	預託金	新規貸付		平成16年度末貸付残高		平成16年度末保証債務残高		平成16年度代位弁済	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
商工業振興資金	26,427,000	2,059	25,428,299	5,485	56,135,712	5,485	56,135,712	107	808,657
小口事業資金	13,718,000	2,948	11,695,994	11,387	27,283,307	11,387	27,283,307	304	764,982
不況対策特別資金	32,766,000	4,387	27,755,777	9,094	44,435,116	9,094	44,435,116	202	839,234
倒産防止・災害復旧資金	221,000	9	54,170	56	251,151	56	251,151	9	33,005
創業支援資金	329,000	50	292,591	157	592,254	157	592,254	1	5,050
経営安定資金 (注)	3,000	—	—	—	—	—	—	—	—
新事業開拓資金	134,000	6	40,500	30	181,674	30	181,674	3	14,036
貿易振興資金	44,000	29	60,150	23	44,750	2	16,000	—	—
公害防止資金	82,000	—	—	4	12,583	4	12,583	—	—
設備対応資金	819,000	6	55,725	64	421,203	64	421,203	—	—
共同事業資金	211,000	—	—	20	329,370	4	56,135	—	—
集中豪雨被災特別資金	121,000	—	—	38	109,470	38	109,470	2	5,604
集中豪雨復旧特別資金	2,394,000	—	—	254	2,107,044	254	2,107,044	—	—
合計	77,269,000	9,494	65,383,206	26,612	131,903,634	26,575	131,601,649	628	2,470,568

(注) 経営安定資金は、平成9年9月までの受付で16年度に返済が完了した。

代位弁済は一般には融資実行から一定期間経過後に発生するため、表中の貸付残高と代位弁済額には直接的な関係を見出すことはできない。ただし、保証案件によっては、融資実行（保証実行）後、すぐに代位弁済に至る事例も含まれている。この点については後述する。

3.2.2 監査の結果（預託金の預託手続、回収手続）

金融機関への預託実行手続として、平成16年度における預託実行額77,269,000千円について商工金融資金預託起案書、預託金額算定調書、預託に関する約定書、預金通帳・証書等関係書類との照合を行った。

回収手続として、平成16年度償還77,297,117千円について預託金及び利息収入の回収起案書、預託金回収明細、調定書、歳入経理簿、収納済通知書等関係書類との照合を行った。

その結果、手続き上の問題は発見されなかった。また、不必要な預託資金がないか検討したが、貸付金残高より預託実行4ヵ月後の保証枠を想定して必要な預託額を決定しており、指摘すべき事項はなかった。

3.3. 信用保証料特別料率に係る損失補償（保証料補填）

3.3.1 信用保証料特別料率に係る損失補償（保証料補填）の概要

信用保証料特別料率に係る損失補償は、制度融資の借受者が支払う信用保証料の割引に関し、福岡市が割引額を信用保証協会に補填するものである。平成13年度までは融資資金を信用保証協会に預託し、信用保証協会が金融機関からの預金利息で借受者の信用保証料を引き下げていたため、福岡市からの保証料補填はない。平成14年度からペイオフ対策の一環として、金融機関借入金と相殺する目的で福岡市が金融機関に直接預託するようになったため、信用保証協会には預託金からの利息が入金されなくなった。このため、信用保証料引き下げに充当していた預託金からの利息相当分を信用保証協会に損失補償するようになった。なお、当該損失補填を平成13年度から一部開始している。

制度融資の保証申込及び承諾の状況と特別料率に係る市負担額の推移 (単位:千円)

年 度	保証申込 (A)		保証承諾 (B)		申込承諾率 (B/A)		信用保証料特別料率にかかわる損失補償 金額
	件数	金額	件数	金額 (B')	件数	金額	
平成7年度	11,977	90,353,482	10,578	76,461,290	88.32%	84.62%	—
平成8年度	12,219	87,428,825	10,636	71,466,868	87.04%	81.74%	—
平成9年度	14,769	121,268,546	13,109	100,421,303	88.76%	82.81%	—
平成10年度	16,535	117,816,954	14,273	92,646,274	86.32%	78.64%	—
平成11年度	10,349	82,753,287	9,210	65,740,355	88.99%	79.44%	—
平成12年度	10,508	88,421,289	9,009	69,489,021	85.73%	78.59%	—
平成13年度	15,816	105,166,517	13,248	79,614,804	83.76%	75.70%	37,340
平成14年度	10,993	103,073,749	9,555	79,316,309	86.92%	76.95%	515,021
平成15年度	9,963	92,366,579	8,686	71,815,012	87.18%	77.75%	514,081
平成16年度	11,125	83,500,886	9,467	65,345,057	85.10%	78.26%	505,521

3.3.2 監査の結果（保証料補填）

保証料補填の支出負担行為に関して、平成 16 年度支出 505,521 千円について支出負担行為書、信用保証料の特別料率に係る損失補償金額の決定及び支出起案書、損失補償契約書、損失補償金交付申請書等関係書類との照合を行った結果、手続き上の問題は発見されなかった。

なお、信用保証料補償額は、保証実行案件ごとに決定しておらず、制度融資金ごとに 3 ヶ月の月末残高の平均残高に福岡市の補償率を乗じて 3 か月分の損失補償金を決定し 4 半期毎に支出している。借受者は融資日に保証料を信用保証協会から徴収されるが、福岡市は毎年の保証料補填額を平準化するために、信用保証協会と分割支払方法を取り決めている。金額の算定は適正に行われていた。

3.4. 代位弁済に係る市による損失補償

3.4.1 代位弁済に係る市による損失補償の概要

借受者に事故があると、金融機関は信用保証協会に代位弁済を求める。信用保証協会は、代位弁済の実行後、金融公庫からの保険金でカバーされない損失のうち一定率について、市による損失補償契約に基づき、福岡市に補償請求を行う。

損失補償契約は、例えば一般資金の商工業振興資金に関して、平成 13 年度に信用保証協会が保証承諾した案件で損失補償期間の平成 27 年度までに 10,000 千円の代位弁済が発生した場合には、信用保証協会が保険金で損失額の 70%しか回収できないととすれば、その損失額 3,000 千円の 50%の 1,500 千円を福岡市が補償するものである。なお、損失補償契約書によれば、対象資金ごとに保証総額に対する市の補償限度額が定められている。

損失補償期間は融資期間 7 年のものは 11 年、10 年のものは 14 年である。

最近 10 年間の代位弁済の推移とそれに対応する損失補償および返納額の状況は下表のとおりである。

代位弁済の状況と市による損失補償および返納の推移 (単位:千円)

年 度	単年度						累計	
	代位弁済 (注1)		損失補償 (注1)		返納		求償権残高 (注2)	
	件数(件)	金額	件数(件)	金額	件数(件)	金額	件数(件)	金額
平成7年度	173	668,564	126	57,470	564	20,414	2,090	4,010,323
平成8年度	194	634,805	141	70,476	525	22,085	2,176	2,245,079
平成9年度	270	905,419	174	71,425	533	33,481	2,340	4,765,380
平成10年度	370	1,382,304	235	105,053	531	31,612	2,571	5,544,734
平成11年度	451	1,683,630	337	164,758	528	48,842	2,871	6,642,052
平成12年度	658	2,265,012	420	196,946	618	57,506	3,404	8,235,924
平成13年度	858	2,942,269	607	261,869	657	62,350	4,095	10,349,445
平成14年度	782	2,877,463	786	323,952	837	67,687	4,686	12,166,555
平成15年度	699	2,751,946	722	318,235	1,097	95,610	5,157	13,741,747
平成16年度	628	2,470,568	646	293,315	1,216	97,564	5,542	15,165,062

(注1) 損失補償と返納に係る件数について損失補償は保証協会が金融機関に代位弁済した1つの保証契約を1件と数えるのに対して、返納は年度が異なれば契約ごとに債務者からの1回の入金を1件と数えるため、返納の件数が損失補償の件数に比し大きくなっている。

(注2) 求償権残高は、信用保証協会が代位弁済した金額のうち債務者から返還を受けていない金額であり、時効がないため、残高は毎年増加している。

(注3) 代位弁済件数と損失補償件数の違いについて福岡市の損失補償は、信用保証協会が代位弁済した年度の翌年度初めに支出する。信用保証協会が代位弁済後に全額回収するものもあり、必ずしも全件について福岡市の負担が発生するわけではなく、代位弁済件数より翌年度の損失補償件数の方が少なくなる。

代位弁済は件数、金額ともに10年間で約3.7倍に増加しており、特に平成10年度から平成13年度までの4年間の増加が著しいが、平成14年度からは減少傾向にある。なお、損失補償の支払は、代位弁済の翌年に行われるため、1年のずれがある。

3.4.2 監査の結果（代位弁済に係る損失補償）

代位弁済損失補償の債務負担行為に関して、平成16年度契約の債務負担行為書、代位弁済損失補償金額の決定及び支出起案書、損失補償契約書等関係書類との照合を行った。また、損失補償の支出負担行為に関して、平成16年度支出293,315千円について支出負担行為決議書、損失補償金交付申請書、損失補償金総括表等の関係書類との照合を行った。

補償金返納に関して、平成16年度返納額97,564千円について損失補償金返納通知書、損失補償返戻集計表、損失補償金の一部回収起案書、調定書、収納済通知書等関係書類と照合を行った。

その結果、手続き上の問題は発見されなかった。ただし、保証実行日から代位弁済に至るまでの期間が著しく短い事故案件が発見されており、福岡市としてこのような極めて短期間での事故発生を防止しうる方策を検討すべきである。(次項意見参照)

3.4.3 保証実行段階での審査強化について（意見）

平成 16 年度の損失補償交付請求明細書に関して、保証協会の代位弁済実行 646 件、合計 2,560,727 千円のうち、保証日から代位弁済日が 1 年以内のもの全 72 件から金額の大きな下記 25 件を抽出した。

制度名	サンプルNo.	制度名	実行日	破綻日	実行から破綻までの日数	代弁日	保証金額(千円)	業種	金融機関	申込回数	備考
小口	1	小口事業資金	H15.4.7	H15.5.12	35	H15.8.25	7,000	理容業	A	7	借換+運転資金
小口	2	小口事業資金	H15.5.21	H15.9.3	105	H15.12.25	4,500	土木工事業	A	5	借換+設備資金
小口	3	小口事業資金	H15.9.10	H15.11.25	76	H16.3.10	4,000	青果小売	B	4	借換+運転資金
		小口事業資金 集計					15,500				
商工業	4	商工業振興資金	H14.12.12	H15.1.23	42	H15.4.25	30,000	製材業	B	49	運転資金 No.22と同一債務者
商工業	5	商工業振興資金	H14.12.26	H15.2.25	61	H15.5.23	10,000	内装仕上工事	C	14	借換+運転資金
商工業	6	商工業振興資金	H14.12.16	H15.2.5	51	H15.5.23	25,000	防水工事	D	28	借換
商工業	7	商工業振興資金	H14.12.17	H15.3.28	101	H15.7.25	42,000	管工事業	A	118	反復 No.7,18,19,20は同一債務者
商工業	8	商工業振興資金	H14.11.15	H15.6.9	206	H15.9.25	50,000	建築工事	A	39	借換+運転資金
商工業	9	商工業振興資金	H15.2.19	H15.5.2	72	H15.11.10	20,000	事務機卸	E	37	借換+運転資金
商工業	10	商工業振興資金	H15.1.30	H15.8.15	197	H15.11.10	25,000	健康食品販売	B	29	借換+運転資金
商工業	11	商工業振興資金	H15.6.5	H15.11.11	159	H16.2.10	33,900	建材卸、内装工事	A	93	借換+運転資金 No.12,13は同一債務者
商工業	12	商工業振興資金	H15.8.28	H15.11.11	75	H16.3.10	20,000	建材卸、内装工事	C	94	借換+運転資金 No.12,13は同一債務者
商工業	13	商工業振興資金	H15.10.30	H15.12.15	46	H16.3.10	25,000	家電販売	A	33	借換+運転資金
		商工業振興資金 集計					280,900				
商工業/短期	14	商工業振興資金(短期)	H15.1.14	H15.2.3	20	H15.6.10	15,000	電子機器製造販売	A	90	反復
商工業/短期	15	商工業振興資金(短期)	H14.8.30	H15.3.4	186	H15.6.25	15,000	さく井工事	A	72	反復
商工業/短期	16	商工業振興資金(短期)	H14.7.24	H15.6.25	336	H15.6.25	20,000	建築工事	F	21	工事代金引当として諸払資金
商工業/短期	17	商工業振興資金(短期)	H15.1.15	H15.3.28	72	H15.7.25	6,000	管工事業	A	119	反復 No.7,18,19,20は同一債務者
商工業/短期	18	商工業振興資金(短期)	H15.1.31	H15.3.28	56	H15.7.25	5,000	管工事業	A	121	反復 No.7,18,19,20は同一債務者
商工業/短期	19	商工業振興資金(短期)	H15.2.18	H15.3.28	38	H15.7.25	5,000	管工事業	A	122	反復 No.7,18,19,20は同一債務者
商工業/短期	20	商工業振興資金(短期)	H15.3.17	H15.8.19	155	H15.11.10	20,000	防水工事	B	36	反復
		商工業振興資金(短期) 集計					86,000				
不況対策	21	不況対策特別資金	H14.10.21	H15.1.23	94	H15.4.25	30,000	製材業	A	48	借換+運転資金 NO.4と同一債務者
不況対策	22	不況対策特別資金	H14.11.11	H15.1.16	66	H15.4.25	20,000	木材加工販売	G	22	借換+運転資金
不況対策	23	不況対策特別資金	H15.2.24	H15.3.28	32	H15.7.25	10,000	タイル工事	C	7	借換+運転資金
不況対策	24	不況対策特別資金	H15.2.13	H15.5.9	85	H15.8.8	3,000	建築工事	A	28	工事代金引当として諸払資金
不況対策	25	不況対策特別資金	H15.7.28	H16.1.7	163	H16.3.25	30,000	住宅設備機器販売	A	75	借換+運転資金 減額の上応諾
		不況対策特別資金 集計					93,000				
		総 計					475,400				

平成 16 年度における信用保証協会の代位弁済率 2.38%に比して福岡市のそれは 1.88%と低いと言われている。しかし、実行後 1 年以内での代位弁済が 72 件発生しており、上表で分かるように、サンプル 25 件のうち 3 ヶ月以内に破綻ないし事業継続ができなくなった貸出が 15 件あった。このような事象が存在している以上、預託者としての福岡市は、信用保証協会等における審査内容の妥当性についてさらに注意を払う必要があると考える。

なお、サンプル 25 件のうち、借り換えプラス運転資金追加借入によるものが 15 件（保証額 314,400 千円、代位弁済額 303,000 千円）、経常資金反復借入が 7 件（保証額 108,000 千円、代位弁済額 97,136 千円）であり、既存借入残債の返済資金プラス運転資金借入及び経常資金を反復借入しているものが大半であった。

福岡市商工金融資金制度要綱第 9 条では、商工業振興資金、小口事業資金及び不況対策特別資金に限り借り換えを認めている。借り換えは、新しい保証の扱いとなるため、据え置き期間の設定や借入金額を増額することで追加の手元資金を獲得できるなど、債務者としては条件変更よりも有利となる場合がある。代位弁済となった借入案

件については、過去に数十回、中には 100 回を超える申込があった債務者も存在し、信用保証協会及び福岡市の担当課は否定しているが、返済の既往実績があることで審査が甘くなったのではないかという疑念も否定できない。

信用保証協会は、借り換えは新たな保証承諾であるため、その審査にあたっては、収益見込みや事業計画などの保証債務の履行可能性についての十分な検討を行うこととしており、債務不履行を回避する条件変更とは全く異なるものであり、借り換えを条件変更の代替手段として用いる可能性は低いとしている。しかしながら、借り換えは新たな資金供給による実質的な元本返済繰り延べの効果を有しており、意図的に借り換えが利用される可能性は否定できない。これを避けるためにも、借り換えについてはより慎重な対応が望まれる。

なお、上記個別サンプルについての審査上の問題に関して、外部監査人は経営支援課に対して信用保証協会から文書による回答を入手するよう求めた。それに対して、信用保証協会から口頭にて下記理由により審査に問題はなかった旨の回答を得たとの報告が経営支援課よりあった。

- ① サンプルのいずれについても審査段階では特にデフォルトが想定される先はなかった。
- ② 経営状況が急速に悪化するの稀ではない。
- ③ 情報の非対称性は高いが、デフォルトの危険性はないと判断した。
- ④ 信用保証協会は、金融庁と会計検査院の検査を受けているが、特段の問題は指摘されなかった。

4. 産業政策部

4.1. 産業政策部の予算と監査対象

4.1.1 事業別の主な予算内容

(単位:千円)

担当課	内 容	予算	予算内容			
			負担金補助金 及び交付金	委託料	その他	備考
課長(生活関連産業・雇用創出担当)	生活関連産業の振興及び雇用創出の推進	11,454	-	5,316	6,138	
産業創出課	研究開発型産業の振興	161,050	10,630	1,361	149,059	(注)
	音楽・デジタルコンテンツ 関連産業の振興	20,200	7,774	9,500	2,926	
新産業振興室	情報関連産業の振興	365,662	356,727	-	8,935	
	デザイン関連産業の振興	5,188	1,700	-	3,488	
	ロボット関連産業の振興	163,775	161,733	-	2,042	
	合計	727,329	538,564	16,177	172,588	

(注) その他には、公有財産購入費147,157千円(研究成果活用プラザ建設用地)が含まれている。

上記のうち、負担金及び補助金、委託料について以下のとおり監査を実施した。

(単位:千円)

内 容	予算	決算	監査実施対象			
			負担金、補助金		委託料	
			件数	金額	件数	金額
生活関連産業の振興及び雇用創出の推進	11,454	8,746	-	-	3	9,197
研究開発型産業の振興	161,050	159,922	3	9,800	-	-
音楽・デジタルコンテンツ 関連産業の振興	20,200	17,896	2	6,000	1	9,500
情報関連産業の振興	365,662	330,930	2	324,511	-	-
デザイン関連産業の振興	5,188	5,292	1	1,500	1	2,992
ロボット関連産業の振興	163,775	162,896	2	160,483		3,999
合 計	727,329	685,682	10	502,294	5	25,688

(注) 生活関連産業の振興及び雇用創出の推進事業の委託料には他局からの予算支出2件5,964千円(港湾局1件3,465千円、総務企画局1件2,499千円)が含まれている。

4.2. 監査の結果

4.2.1 生活関連産業の振興及び雇用創出の推進(課長(生活関連産業・雇用創出担当))

1) 事業の内容

①生活関連産業の振興

コミュニティビジネスを核とした生活関連産業の振興を図るため、コミュニティビジネスについての啓発活動、起業セミナー等の開催、中間支援組織の育成等を行い、コミュニティビジネスを起業しやすい環境整備を進めている。

②雇用創出の推進

雇用創出に向けた取り組みを国や県などの関係機関と連携して進めている。

2) 監査の結果

委託料から以下の3件のサンプルを抽出した。

NO.	費目	件名	金額(千円)	交付先	契約の方法	指摘事項	意見
1	委託料	コミュニティビジネス起業セミナーおよびコミュニティビジネスアイデアコンテスト開催業務委託	3,233	NPOふくおか	随意契約(特命)		○
2	委託料	福岡市における健康ビジネスの可能性に関する調査	3,465	(株)UFJ総合研修所	指名競争入札		
3	委託料	若年者の就労に関する委託調査	2,499	(株)西日本リサーチセンター	随意契約		○
		合計	9,197				

起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 意見

- ① 「NO.1」について。コミュニティビジネスセミナーの開催などをNPOふくおかと特命随意契約している。特命随意契約とした理由は、NPOふくおかは市民局から福岡市NPOボランティア交流センターの管理・運営を受託しており、また、NPOふくおかのほかに、同様の中間支援業務を行っている団体がないためとしている。

設計金額が特命随意契約先であるNPOふくおかの下見積書に基づいて算定されている。本件は新しい特殊性が高い業務ということであるが、委託内容には類似の事業も多々あり、妥当な設計金額を算定するには他社からも見積書を手入れし価格を比較することが必要であったと考える。

- ② 「NO.3」について。若年者の就労に関する調査を委託しているが、調査報告書はハローワーク等の関係機関に配布され、かつ福岡市の情報プラザ、総合図書館などで公開されている。さらに、調査報告書の存在をホームページなどで広く一般に情報開示することが望ましい。

4.2.2 研究開発型産業の振興（産業創出課）

1) 事業の内容

- ①産学連携の推進
- ②バイオ・ナノテクノロジー関連産業振興事業

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から以下のとおり 3 件のサンプルを抽出した。

NO.	費目	名称	金額（千円）	交付先	指摘事項	意見
1	負担金	産学研究発掘事業負担金	1,800	福岡産学ジョイントプラザ実行委員会		○
2	助成金	産学研究開発助成金	6,000	(株)九州計装		○
3	負担金	福岡ナノテク推進会議負担金	2,000	福岡ナノテク推進会議		
		負担金補助金及び交付金 計	9,800			

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し、内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 意見

- ① 「NO.1」について。福岡産学ジョイントプラザ実行委員会が直接的な助成先の選定及び実績報告書の受領を行うことになるが、資金面では福岡市が総事業費の大部分を負担している。

しかし、福岡市は委員会の総括された事業報告を受領するのみで実績報告書は入手していない。助成先の実績報告書等を入手し、助成の効果を確認することが必要である。

- ② 「NO.2」の産学研究開発助成金は、福岡市が「産学研究開発サポート事業実施要綱」に基づき、大学等と連携して共同研究開発を行う市内中小企業に対し、経費の2分の1以下でかつ600万円以下の範囲で助成する制度であるが、助成金の額600万円に対して、審査費に979千円要している。専門性、公平性及び透明性の観点から外部審査委員制度を採用することは意味があるが、金額の小さな事業にこのような経費をかけることは経済性、効率性の観点から疑問であり、より経済性を重視して運用に努めるべきと考える。なお、当該事業は、平成17年度から廃止されている。

4.2.3 音楽・デジタルコンテンツ関連産業の振興

1) 事業の内容

福岡市の強みの一つである音楽関連を新しい産業・集客資源と捉え、「福岡音楽ポータルサイト」の運営、「ミュージックシティ天神」の開催などを通じて関連産業の振興を図っている。また、デジタルコンテンツ分野では「マルチメディア・アライアンス福岡」や「アジアデジタルアートアンドデザイン学会」などの専門機関を通じて関連産業の振興を図っている。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から2件、委託料から1件のサンプルを以下のとおり抽出した。

NO.	費目	名称	金額(千円)	交付先/委託先	契約の方法	指摘事項	意見
1	負担金	ミュージックシティ天神負担金	2,000	ミュージックシティ天神実行委員会	—		○
2	負担金	マルチメディア・アライアンス福岡参加負担金	4,000	マルチメディア・アライアンス福岡	—		
		負担金補助金及び交付金 計	6,000				
3	委託料	福岡音楽ポータルサイト運営委託	9,500	(株) コアラ	随意契約(特命)		○

負担金及び補助金については、起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し、委託料については起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 意見

- ① 「NO.1」について。本負担金については、ミュージックシティ天神実行委員会の規約をもって交付根拠としている。また、本負担金の確定手続きが行われていない。なお、この事業は下表のとおり年々拡大している。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
開催期間	2日間	2日間	4日間
会場数	26会場	35会場	38会場
出演者数	約170組	約300組	313組
観客動員数	33,000人	45,000人	80,500人

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
福岡市の負担金	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円

このようなイベントなどへの負担金については、制度の開始当初に負担予定期間及び効果の測定方法を定め、最終的には民間に移行することを前提に実施すべきである。

- ② 「NO.3」について。委託に関しては、「過去 2 年間福岡市と契約を締結し、すべて誠実に履行し、契約不履行となるおそれがない先」として福岡市契約事務規則第 25 条第 3 号の規定に基づき保証金は免除されており、また、「契約の性質若しくは目的により保証人を立てさせることが困難であると認めるとき、または市長がその必要がないと認めるとき」として福岡市契約事務規則第 27 条第 3 号の規定に基づき保証人は免除されている。

しかし、保証金、保証人を免除する場合は、委託先の事業継続性についても検討する必要があると思われるが、福岡市契約事務規則上明記されていない。担当課の見解では、福岡市の業者として登録されていればその必要性はないとのことである。契約課に確認したところ、貸借対照表及び損益計算書などの決算資料等を入手しての継続企業としての能力分析は行われていない。

4.2.4 情報関連産業の振興（新産業振興室）

1) 事業の内容

福岡市の情報関連産業の振興を目的として（財）九州システム情報技術研究所に対して運営費の補助を行っている。また、シリコンシーベルト（韓国、九州、台湾、シンガポール等を結ぶ半導体生産ベルト地帯）の中核となるシステム LSI 設計開発の拠点を目指すとして福岡県と福岡市、北九州市等との連携で設立されたシステム L S I 設計開発拠点推進会議の事業費負担金を窓口の財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（主に福岡県が出資）を通して支出している。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から以下のとおりサンプルを 2 件抽出した。

NO.	費目	名称	金額（千円）	交付先	指摘事項	意見
1	補助金	（財）九州システム情報技術研究所運営費補助	249,511	（財）九州システム情報技術研究所		○
2	負担金	システム L S I 設計開発拠点構想負担金	75,000	福岡県システム L S I 設計開発拠点推進会議		
		負担金補助金及び交付金 計	324,511			

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し、内容を吟味することで事務手続の合規性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 意見

①「NO.1」の補助金については、平成16年度は交付要綱が作成されておらず、平成17年度も作成されていなかった。福岡市は、外郭団体は補助金審査委員会の対象外で、「福岡市外郭団体経営評価に関する報告書」等に基づき、団体の必要性を根拠に補助金を拠出しており、具体的な補助金額等は団体の運営状況を踏まえ、毎年度ごとに決定しているため交付要綱は必要ないとしている。しかし、外郭団体への補助金も支出の根拠、補助金額算定の方法等を交付要綱により明確化すべきと考える。

②「NO.1」について。財団法人九州システム情報技術研究所に運営費249百万円を補助している。同研究所の収支の要約は以下のとおりである。

項目	金額（千円）		摘要
収入			
賛助会費収入		11,100	法人会員77社、個人27名
受託事業収入		41,633	国等の競争的研究資金、企業等からの一般受託
補助金収入		249,511	全て福岡市
その他		1,898	
収入合計		314,880	
支出			
事業費		167,906	
人件費	110,564		プロパー職員9名分等
定常研究開発	33,157		定常研究経費
受託研究費	17,386		
その他	6,799		広報誌発行、定期交流会開催経費等
管理費		123,260	
人件費	49,240		福岡市出向職員4名分等
賃借料	55,380		事務所等借上経費
その他	18,640		光熱水費、印刷消耗品費等
その他の支出		2,238	研究機器購入費等
支出合計		293,404	
補助金返還額		32,115	

人件費と賃借料が主な支出となっている。賃借料は福岡市の外郭団体福岡ソフトウェアセンタービルに対するものである。当初4つのテーマで研究室を立ち上げる予定であったため、4つの研究室のスペースを借りているが、実際は3つのテーマで実施さ

れている。

管理費の person fee は管理部門の職員 4 名（福岡市派遣）、総務部の派遣社員 1 名の給与等である。総員約 30 名に対し管理部門が 5 名で、そのうち福岡市からの派遣職員が 4 名である。福岡市の派遣職員は、福岡市職員の定員外であることから、補助金の名を借りた隠れた person fee となっている。

なお、研究所の成果実績については、以下のとおり報告されている。

事業名		単位	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
研究開発	プロジェクト型研究	テーマ数(件)	5	8	3	4	6	8
		受託額(千円)	145,901	217,003	19,064	71,356	12,665	20,695
	受託研究	テーマ数(件)	9	9	12	11	5	5
		受託額(千円)	23,391	32,190	58,181	40,337	18,658	19,203
	うち市の情報化に係る受託	テーマ数(件)	4	1	-	2	3	2
		受託額(千円)	7,143	2,048	-	18,690	14,096	8,286
実証実験	テーマ数(件)	3	4	4	5	3	3	
特許出願	出願件数	2	-	1	-	-	3	
交流・協力	定期交流会	年間回数(回)	6	5	2	6	6	6
		参加人数(人)	517	341	188	437	412	281
	海外研究交流事業	開催数(回)	3	2	2	2	1	-
コンサルティング		件数	47	48	29	36	53	45
情報収集・提供	マルチメディア市民講座	年間回数(回)	1	1	1	1	1	1
		参加人数(人)	176	158	90	141	140	116
人材育成	L S I 技術セミナー	年間回数(回)	3	2	1	2	3	2
		参加人数(人)	298	174	108	188	303	93

新聞等マスコミに取り上げられる話題性のある研究もあるが、実用化はこれからの課題である。特許等も申請しているが、実用化されているものは少ないようである。補助金以外の研究所の収入源も少なく、多額の補助金に頼らざるを得ない状況である。福岡市の主導において研究所を維持する必要性を合理性、経済性、効率性の観点から十分検討する必要があるものとする。

4.2.5 デザイン関連産業の振興

1) 事業の内容

「FUKUOKA デザインリーグ」を企画・開催するなどデザイン関連産業の振興に取り組んでいる。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から 1 件、委託料から 1 件サンプルを以下のとおり抽出した。

NO.	費目	名称	金額（千円）	交付先	契約の方法	指摘事項	意見
1	負担金	FUKUOKAデザインリーグ負担金	1,500	FUKUOKAデザインリーグ実行委員会	—		
2	委託料	福岡デザイン関連産業振興・集積に向けた方策の調査研究委託	2,992	(株) ジーエー・タップ	随意契約		○

負担金及び補助金については、起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し、委託料については起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合規性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 意見

- ① 「NO.2」について福岡市デザイン関連産業振興・集積に向けた方策の調査研究委託調査が、港湾局の予算 2,992 千円で実施されている。報告書は、FUKUOKA デザインリーグ 2004 委員会で発表されているが、外部に公表されてはいない。報告書では、福岡市の各企業のデザインに関する関心が低いことは分かったものの、これからどうするか分からない状況のようである。アイランドシティでのデザインパーク構想に福岡市内部資料として使われる可能性はあるが、報告書が十分活用されていない。調査報告書の存在をホームページなどで広く一般に情報開示することが望ましい。

4.2.6 ロボット関連産業の振興

1) 事業の内容

ロボット関連産業振興のため、企業、研究者等のネットワーク形成に向けた「次世代ロボット研究会」の開催、「ロボット開発・実証実験特区」の推進を行っている。

また、ロボット関連の情報提供・交流・教育・研究が行われる複合施設であるロボスクエアの運営に対し支援を行っている。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から 2 件、委託料から 1 件のサンプルを以下のとおり抽出した。

NO.	費目	名称	金額 (千円)	交付先/委託先	契約の方法	指摘事項	意見
1	負担金	ロボスクエア負担金	140,483	ロボスクエア運営委員会	—		○
2	負担金	ロボットと学ぶ科学教室事業負担金	20,000	ロボスクエア運営委員会	—		○
		負担金補助金及び交付金 計	160,483				
3	委託料	特定実験局実験調査業務委託	3,999	ルート (株)	随意契約 (特命)		○

負担金及び補助金については、起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し、委託料については起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合規性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 意見

- ① 「NO.1,2」の負担金は、ロボスクエア運営委員会（構成員：福岡市と九州・山口経済連合会、ロボカップ国際委員会、福岡商工会議所、福岡経済同友会、九州大学、福岡県等の産学官連携）に対し運営上必要となる経費及び同委員会が実施する「ロボットと学ぶ科学教室」に必要な経費を、福岡市が負担する制度である。

ロボスクエア（博多リバレイン B2F）は、ベンチャー育成、研究支援、子供たちへの教育という3つの役割を担っているが、現在は特に3つ目の教育的意義を強めている。ロボスクエアは全国でも福岡市オリジナルの施設であり、入場者が多くロボット教室も活況で、マスコミにも多く取り上げられている。

しかし、ロボスクエア運営委員会の決算内容を見ると以下のとおり多額の支出をまかなうのは主として福岡市の負担金であり、この事業は実質的に福岡市の事業である。

項目	金額 (千円)	主な内容
収入		
繰越金	4,860	
負担金	160,483	福岡市
賛助会等	15,760	協賛金、施設使用料、賛助会費
事業収入ほか	4,793	事業収入、受取利息
収入合計	185,896	
支出		
賃借料	81,207	家賃、共益費、広報負担金
施設維持管理	21,253	ホームページ、共有工房、電気、電話、リース料
人件費	24,440	事務3名、展示スタッフ2～10名、派遣社員
事業活動経費	58,154	ロボット教室、ロボット購入費、デモ費等
支出合計	185,054	
次年度繰越	842	

また、福岡市の負担金支出の50%は博多リバレインの家賃に充当されている。当事業は「博多部振興」をも目的とするとのことであるが、この事業を実施する効果が明らかでなく、ロボットとのふれあいによる子供たちの教育を主目的とするのであれば、これだけの高い家賃を払う必要があるのか疑問である。

なお、ロボスクエアの賃借は、ロボスクエア運営委員会名での10年間の定期建物賃貸

借契約に基づいている。本契約関係については、「第 4. 包括外部監査人の結果に関する報告書に添えて提出する意見」にて詳述する。

- ② 「NO.3」の委託に関しては、「過去 2 年間福岡市と契約を締結し、すべて誠実に履行し、契約不履行となるおそれがない先」として、福岡市契約事務規則第 25 条第 3 号の規定に基づき保証金は免除されており、また、「契約の性質若しくは目的により保証人を立てさせることが困難であると認めるとき、または市長がその必要がないと認めるとき」として、福岡市契約事務規則第 27 条第 3 号の規定に基づき保証人は免除されている。

しかし、保証金、保証人を免除する場合は、委託先の事業継続性についても検討する必要があると思われるが、福岡市契約事務規則上明記されていない。担当課の見解では、福岡市の業者として登録されていればその必要性はないとのことである。契約課に確認したところ、貸借対照表及び損益計算書などの決算資料等を入手しての継続企業としての能力分析は行われていない。

なお、特定実験局開設を今後のロボット関連事業の発展に生かすべきであるが、17 年度はこれに関連する予算は取られていない。

5. 投資・交流推進部

5.1. 投資・交流推進部の予算と監査対象

5.1.1 事業別の主な予算内容

(単位:千円)

	内 容	予算	予算内容			
			負担金補助金 及び交付金	委託料	その他	備考
国際経済課、投資・交流推進課	海外市場開拓	109,622	103,288	-	6,334	
国際経済課	貿易促進環境整備	5,085	2,880	-	2,205	
	貿易団体の育成	38,264	38,264	-	-	
投資・交流推進課	アジアビジネスゾーン推進	38,506	15,850	11,170	11,486	
課長（立地サポート）	企業立地促進制度	100,000	100,000	-	-	
	情報収集・PR等	10,325	310	4,446	5,569	
	小計	301,802	260,592	15,616	25,594	

上記のうち監査対象としたのは以下のとおりである。

(単位:千円)

内 容	予算	決算	監査実施対象			
			負担金、補助金		委託料	
			件数	金額	件数	金額
海外市場開拓	109,622	107,495	8	101,544		-
貿易促進環境整備	5,085	4,919	1	2,880		-
貿易団体の育成	38,264	37,466	2	35,546		-
アジアビジネスゾーン推進	38,506	37,780	2	13,699	6	17,565
企業立地促進制度	100,000	145,874	4	143,202		-
情報収集・PR等	10,325	7,600		-	2	6,006
合 計	301,802	341,134	17	296,871	8	23,571

(注) アジアビジネスゾーン推進事業の委託料には他局からの予算支出 4 件 9,815 千円（港湾局 2 件 4,103 千円、総務企画局 2 件 5,712 千円）が含まれている。

5.2. 監査の結果

5.2.1 海外市場開拓（国際経済課）

1) 事業の内容

国際経済交流の促進拠点となるアジア経済交流センターの活動を支援するほか、展示会・商談会・セミナー等を通して、福岡市の主要産業である食品及び IT 等の成長分野を中心に、地元経済団体と連携して国際ビジネスを支援している。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から 8 件のサンプルを以下のとおり抽出した。

NO.	費目	名称	金額（千円）	交付先	指摘事項	意見
1	負担金	ボルドーワインの夕べ事業負担金	2,000	ボルドーワインの夕べ実行委員会		○
2	負担金	ビジネス・サポート・センター負担金	2,500	日本貿易振興機構		○
3	負担金	貿易・投資交流支援委員会負担金	1,000	貿易・投資交流支援委員会		
4	補助金	アジア経済交流センター事業補助金	40,992	(社)福岡貿易会		○
5	負担金	海外駐在員派遣事業負担金	26,052	日本貿易振興機構		
6	負担金	国際展示会等支援協議会負担金	20,000	国際展示会等支援協議会		
7	負担金	福岡アジアビジネスネットワーク委員会負担金	4,000	福岡アジアビジネスネットワーク委員会		
8	負担金	福岡アジアビジネス支援事業推進協議会負担金	5,000	福岡アジアビジネス支援事業推進協議会		
		負担金補助金及び交付金 計	101,544			

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 意見

- ① 「NO.1」について。ボルドーワインの夕べ実行委員会が、1982年からの姉妹都市であるフランスのボルドーのワインの輸入促進を図り、また、両市の相互理解と経済交流の促進を図るために行う「ボルドーワインの夕べ」イベント運営に必要な経費の一部を負担するものである。なお、海外市場開拓の政策目的に含めてこの支出は行われている。事務局は福岡市であるが、資金管理はグランドハイアット福岡が行っている。

当該イベントについては、平成 15 年度までは参加費 3,000 円で 900 人を一般から募集して行われていたが、単なる食事代わりに参加する市民が多く、マナーも悪いこと、また、飲食事業に市の資金を使用することに関しての新聞による批判もあり、廃止の案も検討された。しかし、市民に人気のあるイベントであり廃止することができないとして、イベント内容の見直し、民間移行の提案を行い、平成 16 年度はグランドハイアットが応募した。市民募集も 300 人に縮小し参加費 5,000 円に値上げしてセミナー等も開催し、姉妹都市ボルドーとの交流という目的に沿ったイベントとした。出席者は、有料参加者 226 名（うち福岡市民 177 名）及び招待者 48 名であった。

平成 16 年度の実行委員会の収支要約は以下のとおりである。

項目	決算金額 (千円)	主な内容
収入		
参加者負担金	1,197	@5,000円×226人（招待者除く） @1,000円×67人（セミナー参加者）
福岡市負担金	2,000	
団体負担金	200	福岡商工会議所、ボルドー・コマントリー福岡 各100千円
その他	96	有料試飲収入
収入合計	3,493	
支出		
会場費	2,481	グランドハイアット福岡での費用
広報宣伝費	525	広告代理店
その他	487	試飲用ワイン購入199千円、事務費187千円他
支出合計	3,493	

当初提示された関連証憑によっては用途を明確に説明できない支出が会場費の中に含まれていた。負担金の確定にあたっては、適切な証憑に基づき厳正な検証を行うべきである。

福岡市では本イベントの主体を最終的には Grant ハイアットに任せる意向はあるものの、現在の会費を維持する限り補助金なしでは採算がとれないため、平成 17 年度も 2,000 千円の負担金が予算計上されている（平成 18 年度は 1,500 千円に減額されたとのことである）。

担当課は、ヨーロッパの姉妹都市はボルドーだけであり、今後も福岡市の誇りとして姉妹都市の関係を維持していくとしているが、ボルドー市との関係を維持するために少数の市民を対象とした飲食を主体とするイベントに対して負担金を支払うことに公益性があるのか疑問がある。ボルドー市との姉妹都市維持のための効果的な施策を再検討すべきである。

- ② 「NO.2」について。日本貿易振興機構福岡ビジネス・サポート・センターが行う事業にかかる経費の一部を福岡市が負担する制度である。

同センターは、日本貿易振興機構(ジェトロ)が運営するセンターであり、外国企業対象のインキュベート施設(個室4室)を運営している。インキュベート施設の16年度実績は、利用7社で、延べ314日間であった。利用率は21.5%(314/365*4)であり、利用状況は横ばいである。同様の施設が全国6ヶ所(東京、大阪、横浜、神戸、名古屋、福岡)にあるが、利用状況はどこも悪いようである。

アジアの企業の誘致に力を入れている福岡市にとっては、当該施設はPR材料にはなりうるが、当施設の効果を測定し、廃止・縮小も検討すべきである。

なお、ビジネスサポートセンター負担金は負担金の確定手続きが実施されていなかった。

- ③ 「NO.4」について。アジア経済交流センター事業は平成9年に福岡市の再開発ビルであるエルガーラ開業とともに、福岡貿易会とJETROとの共同事業として開始した事業でセミナー等の開催が主である。事業費、人件費及び家賃(エルガーラにある福岡貿易会の会議室等のスペース378㎡で福岡市より賃借)等を補助している。福岡貿易会会員は無料で受講でき、セミナーは会員以外も有料で参加できるが、有料参加者は少なく、事業収入は30万円程度しかない。

決算内容の要約は以下のとおりである。

項目	金額(百万円)	主な内容
収入		
補助金	40,992	福岡市
事業収入	315	会員外のセミナー受講料
収入合計	41,307	
支出		
事業費	6,266	情報提供、人材育成、コンサルティング
管理費		
人件費	3,574	嘱託職員1名
施設管理費	29,046	賃借家賃、共益費、水光熱費、清掃費
事業運営費	2,421	
支出合計	41,307	

アジア経済交流センター事業の補助金の大半の用途は施設管理費29百万円であるが、福岡貿易会がエルガーラに移る前は、福岡商工会議所に貸会議室が多くあったため、施設管理費は負担していなかった。常設の会議室を備え多額の施設管理費を福岡市で負担するだけの事業の意義があり、かつコストパフォーマンスがあるのか疑問である。

5.2.2 貿易促進環境整備（国際経済課）

1) 事業の内容

外国貿易促進機関の誘致を行うとともに、主に外国公館等が主催する展示商談会・貿易投資セミナー等の実施や情報収集等に対する活動支援を行っている。福岡は東京、大阪について3番目に外国公館が多く、公館の誘致という意義が強い事業である。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から1件のサンプルを以下のとおり抽出した。

費目	名称	金額（千円）	交付先	指摘事項	意見
負担金	福岡市経済国際化支援協議会負担金	2,880	福岡市経済国際化支援協議会		○

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 意見

福岡市は、福岡市経済国際化支援協議会（メンバーは福岡市、福岡商工会議所、福岡貿易会及びジェトロ福岡）が行う事業に必要な資金（平成16年度総額4,548千円）の一部を負担している。平成16年度と同協議会の支出対象イベントは9つあり、うち4つは外国公館が主催するイベントであり、他の5つは同協議会もしくは同協議会の構成メンバーのいずれかが主催したイベントへの支出であった。

同協議会構成メンバーはいずれの団体も福岡市からの補助金等を受けている。その補助金の一部をこの協議会の負担金に充て、さらに福岡市の補助金で大半がまかなわれている協議会からこれらメンバーの主催イベントを支援するという形で再度資金を支出したことになる。この構図は、透明性の点、事務的煩雑性の点から問題がある。

事業主体を明確にして、必要な事業に対して福岡市からの直接補助を行うよう検討すべきである。

5.2.3 貿易団体の育成（国際経済課）

1) 事業の内容

貿易関連団体を指導・育成し、貿易マインドの醸成と資質の向上を図っている。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から以下のとおり 2 件サンプルを抽出した。

NO.	費目	名称	金額 (千円)	交付先	指摘事項	意見
1	補助金	福岡貿易会補助金	32,541	(社) 福岡貿易会		○
2	負担金	日本貿易振興機構福岡貿易情報センター負担金	3,005	日本貿易振興機構		○
		負担金補助金及び交付金 計	35,546			

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 意見

- ① 「NO. 1」について。(社)福岡貿易会に補助金 32,541 千円を交付している。

福岡貿易会は、貿易の振興による地場産業の浮揚と博多港及び福岡空港の発展を図る目的で、三井物産等大手商社、銀行その他貿易に関係する企業等が昭和 33 年 9 月に「福岡貿易振興会」を設立し、昭和 48 年 4 月に他の貿易団体を統合して「福岡貿易会」に改称し、翌 49 年 12 月に法人化し社団法人福岡貿易会として設立された。福岡市は、福岡貿易会に昭和 33 年の設立時から補助を行っている。当初の福岡貿易会は、民間企業のサロンの団体であったが、平成元年から福岡市から職員を派遣するようになり、平成 9 年に福岡市が再開発したエルガーラの福岡市（都市整備局）所有のフロアに国の独立行政法人 JETRO が入居（1 部 JETRO 所有）したので、JETRO との提携でアジア経済交流センター事業を立上げ、福岡貿易会も福岡商工会議所ビルからエルガーラに移転した。なお、部屋は福岡市より賃借している。

福岡貿易会の収支内訳は以下のとおりである。

項目	金額（千円）	主な内容
収 入		
前期繰越収支差額	1,346	会員約 210 名
補助金	32,541	
会費収入	7,625	
その他	644	
収入合計	42,156	
支 出		
事業費	3,684	情報提供、交流懇親会、貿易推進等
管理費	36,988	
人件費	28,710	常勤役員報酬、職員給与、社会保険料等
委託料	2,155	
施設管理費	5,320	事務所借上料、共益費、清掃委託費
その他	803	
その他	100	
支出合計	40,772	
次期繰越収支差額	1,384	

支出の大半は福岡市からの出向職員の人件費負担である。福岡市から職員 2 名を派遣し、民間企業 0B1 人と経理事務の派遣社員を雇っている。また、福岡市から派遣される職員も部長、係長クラスの人件費の高い職員であり、一人当たり人件費は民間 0B の事務局長人件費の約 2 倍の人件費となっている。人員削減又は外部から採用するなど人件費抑制の余地はあるものとする。なお、外部の団体へ市から職員を派遣した場合、派遣した人員は福岡市職員の定数外であるため、定員外の人件費が隠れてしまい実態が見えなくなる危険性がある。

福岡市としての貿易振興の必要性は否定しないものの、これだけの補助金を投入してどれだけの効果があるのかがよく見えない。JETRO などの貿易促進機関を有効活用し、5.2.1 のアジア経済交流センター事業を含めて福岡市の実質負担を減らす努力が必要である。

- ② 「NO.2」の日本貿易振興機構福岡貿易情報センター負担金は負担金の確定手続が実施されていない。負担金について、確定すべきであるとの明文の規定はないが、市は補助金に準じて基本的に翌年度の 5 月末までに確定するという考え方をとっている。これに照らせば、当負担金についても、他の負担金と同様に負担先から決算書を入手し、目的に沿った適正な使用がなされているかについての検討を行った上で、確定をすべきである。

5.2.4 アジアビジネスゾーン推進事業（投資交流推進課）

1) 事業の内容

アジアの企業や東アジアを視野に活動する欧米企業を誘致するため、対象企業の発掘や日本進出表明企業の福岡市内への立地を支援している。また、福岡市の認知度を高めるために博覧会に出展参加し、海外行政機関・企業とのネットワーク作りを図っている。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から2件、委託料から6件のサンプルを以下のとおり抽出した。

NO.	費目	名称	金額（千円）	交付先/委託先	契約の方法	指摘事項	意見
1	負担金	国際新華商会議開催支援委員会負担金	11,699	国際新華商会議/福岡開催支援委員会	—		
2	負担金	福岡県海外企業誘致関連協議会	2,000	福岡県海外企業誘致協議会	—		
		負担金補助金及び交付金 計	13,699				
3	委託料	中国からの対日投資促進に関する広告業務委託	2,160	(株) 博報堂九州支社	随意契約	○	○
4	委託料	「日中ビジネス相互交流研修プログラム」検討調査	2,856	(財) 福岡アジア都市研究所	随意契約(特命)		
5	委託料	「21世紀中華街構想日中共同検討調査」	2,856	(財) 福岡アジア都市研究所	随意契約(特命)	○	
6	委託料	福岡市中国向け投資環境説明映像汎用版制作業務	1,942	(株) ディレクターズカンパニー	随意契約		○
7	委託料	“国際新華商会議 in 福岡” 報告書作成業務	1,933	(株) コングレ九州支社	随意契約		○
8	委託料	海外企業進出支援業務マニュアル整備及び海外企業向け福岡市進出ガイド作成	5,818	中日ビジネスサポート(株)	随意契約(特命)		○
		委託料 計	17,565				

負担金及び補助金については、起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し、委託料については起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。その結果、下記の指摘事項を除き事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 指摘事項

「NO. 3、NO. 5」の委託料について委託業務実施のための起案書について、起案日の日付はあるものの決裁日の日付が漏れていた。

4) 意見

- ① 「NO. 3」について。「中国からの対日投資促進に関する広告業務委託」は、企画コンペ方式により業者が決められている。企画コンペ方式で考慮する事項として業務の内容及び質があるが、金額的な考慮がなされていない。選定委員会の点数表にも「経済性」の区分は存在しない。業務の質及び内容のみではなく金額的な側面も含めて総合的に評価することが望ましい。
- ② 「NO. 6」について。保証人は、本件の下請先ではないが委託先(株)ディレクターズカンパニーと取引関係が多い業者となっていた。保証人は委託先が業務継続できなくなった際に、委託業務を代行する業者である。保証人が委託先の下請先であるなど業務の依存度が高い業者であると委託先が事業遂行できなくなった場合に連鎖的に保証人も同様の事態に陥る可能性が高いと推定されるので、当該委託先とは独立した第三者を保証人とすべきである。本件の委託先と保証人の取引関係は把握されていないが、保証人の承認に当っては慎重に調査を行う必要がある。
- ③ 「NO. 7」について。委託料の設計金額見積りの参考資料となる外部業者から入手した見積書等が保管されていなかったため、委託料の設計金額の根拠が分からなかった。特に規則には明示されていないが、設計金額の妥当性および客観性を確保するために、設計金額見積りのための外部の客観的な参考資料を入手・保管しておくことが望ましい。但し、本件については、福岡西方沖地震により関係書類が散逸したとの説明を受けた。
- ④ 「NO. 8」について委託業者と委託契約をする場合、契約書上に契約期間を定めることになっているが、委託業者が報告書作成業務に時間を要したため、当該契約について契約期間の延長を行っている。このとき、「請書」により市と委託業者との契約を延長しているが、保証人との保証契約の延長は行っていない。委託契約を延長すればそれに付随する保証人との契約も当然延長すべきである。委託契約延長に伴う保証人契約延長のための様式の整備及び運用が望まれる。

5.2.5 企業立地促進制度（課長(立地サポート担当)）

1) 事業の内容

福岡市は、平成13年から16年までの3年間に事業所数が4.5%減少し、また、従業者数が0.3%減少している。これは全国的な傾向ではあるが、このような状況の中で、市は平成16年度、17年度ともに当該制度によって1,100人の雇用創出を目標に掲げ、企業の立地に係る初期投資を軽減する「企業立地促進制度」を実施し、福岡市への立地促進や既存事業所の転出防止を図っている。具体的には、福岡市へ進出した企業に対して福岡市企業立地促進交付金交付要綱に基づき交付金を支出している。

交付実績(支出ベース)

(単位；千円)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
賃貸型	14,305(6件)	73,725(6件)	54,397(7件)
所有型	—	74,864(2件)	91,477(2件)
合計	14,305(6件)	148,589(8件)	145,874(9件)

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から4件のサンプルを以下のとおり抽出した。

NO.	費目	名称	金額(千円)	交付先	指摘事項	意見
1	交付金	福岡市企業立地促進交付金	68,902	(株) 上組福岡支店		
2	交付金	福岡市企業立地促進交付金	22,575	三井倉庫九州(株)		
3	交付金	福岡市企業立地促進交付金	35,101	ソフトバンクBB(株)		
4	交付金	福岡市企業立地促進交付金	16,624	(株) ベルシステム24		
		負担金補助金及び交付金 計	143,202			

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

なお、当制度の適用による雇用創出実績(交付先の雇用増)は以下のとおりである。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
当初雇用	243人	371人	367人
追加雇用計画	227人	490人	641人
合計	470人	861人	1,008人

(注) (立地事業年度ベースで、正社員及びパートが含まれている)

雇用創出は目標の1,100人には届いていないが、年々の雇用創出数は増加している。

5.2.6 情報収集・PR等(課長(立地サポート担当))

1) 事業の内容

企業訪問や企業情報誌等による情報収集及びパンフレット、ホームページ等を活用し、福岡市の立地環境をはじめとした情報発信を行っている。

2) 監査の結果

委託料から以下の2件のサンプルを抽出した。

NO.		名称	金額(千円)	交付先	契約の方法	指摘事項	意見
1	委託料	福岡市の企業立地に関する広告掲載業務委託	2,100	(株)西新広福岡	随意契約		
2	委託料	企業立地パンフレット(中国語・韓国語)改訂及びWebサイト(中国語・韓国語)改訂業務委託	3,906	福博総合印刷(株)	随意契約(特命)		○
		委託料 計	6,006				

起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 意見

- ① 「NO.2」について。委託料の設計金額見積りの参考資料となる外部業者から入手した見積書等が保管されていなかったため、委託料の設計金額の根拠が分からなかった。特に規則には明示されていないが、設計金額の妥当性および客観性を確保するために、設計金額見積りのための外部の客観的な参考資料を入手・保管しておくことが望ましい。

6. 集客交流部

6.1. 集客交流部の予算と監査対象

6.1.1 事業別の主な予算内容

(単位:千円)

	内 容	予算	予算内容			
			負担金補助金 及び交付金	委託料	その他	備考
コンベンション課	コンベンション施設整備推進等	2,909,745	529,816	423,111	1,956,818	注1
観光課、コンベンション課	観光コンベンション振興	1,667,120	277,781	152,760	1,236,579	注2
観光課	福岡観光コンベンションビューロー事業負担金	279,738	269,738	-	10,000	
	小計	4,856,603	1,077,335	575,871	3,203,397	

注1 その他には、公有財産購入費1,558,959千円（福岡国際会議場土地）が含まれている。

注2 その他には、福岡タワーへの貸付金1,131,000千円が含まれている。

上記のうち監査対象としたのは以下のとおりである。

(単位:千円)

内 容	予算	決算	監査実施対象					
			負担金、補助金		委託料		工事	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
コンベンション施設整備推進等	2,909,745	2,838,875	2	472,851	1	396,396		-
観光コンベンション振興	1,667,120	1,665,393	13	237,425	13	143,804	1	2,404
福岡観光コンベンションビューロー事業負担金	279,738	277,058	2	280,558		-		-
合 計	4,856,603	4,781,326	17	990,834	14	540,200	1	2,404

6.2. 監査の結果

6.2.1 コンベンション施設整備推進等（コンベンション課）

1) 事業の内容

人、物、情報が集まるコンベンションの開催は、福岡市に大きな経済効果をもたらすとともに産業の振興に大きく寄与するため、中央ふ頭地区においてコンベンション関連施設の整備及び管理運営を行っている。施設を直接管理運営している財団法人福岡コンベンションセンターへの補助金や委託料を支出している。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から2件、委託料から1件のサンプルを以下のとおり抽出した。

NO.	費目	名称	金額（千円）	交付先/委託先	契約の方法	指摘事項	意見
1	補助金	会場整備事業補助金	319,668	(財)福岡コンベンションセンター	—		
2	補助金	福岡国際センター補助金	153,183	(財)福岡コンベンションセンター	—		
		負担金補助金及び交付金 計	472,851				
3	委託料	福岡国際会議場管理運営等業務委託	396,396	(財)福岡コンベンションセンター	随意契約(特命)		

負担金及び補助金については、起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し、委託料については起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合規性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

なお、コンベンションゾーンの整備及び管理運営委託に関しては、その所有形態の複雑さや、指定管理者制度の導入といった問題があるので、本監査においては別の独立した監査テーマとして、第2部テーマ1-2の「財団法人福岡コンベンションセンターの出納その他の事務の執行について」に記載している。

6.2.2 観光コンベンション振興（観光課、コンベンション課）

1) 事業の内容

主として以下の8つの事業を行っている。

- ① ビジターズ・インダストリー推進事業
- ② 広域観光推進事業
- ③ 国際観光振興事業
- ④ 観光の振興（観光案内業務）
- ⑤ 祭り振興事業
- ⑥ アジアマンス
- ⑦ コンベンション推進事業
- ⑧ 観光施設整備運営事業（博多町家ふるさと館の管理運営）

福岡市への観光客の入り込み数については以下のように推移している。

（平成16年福岡市観光統計より）

（単位：千人）

年度	総数	日帰り	宿泊	外国人延泊数
平成12年	15,596	10,844	4,751	338
平成13年	15,740	11,141	4,599	333
平成14年	15,883	11,275	4,607	314
平成15年	15,939	10,992	4,946	242
平成16年	16,349	11,505	4,843	393

大規模イベントや大型集客施設のオープンにより観光客の入り込みの変化はあるが、平成12年から増加傾向にある。平成16年の宿泊客は前年度2.1%の減少となったが、日帰り客が4.7%増加し総数は2.6%の増加となっている。

また、県内客は4.5%減少したが、交通インフラの整備が進み、福岡市へのアクセスが便利になったことで県外客が8.4%増加している。

外国人旅行者では、韓国が年々増加し、平成16年は入国26万人・宿泊12万人と平成12年の2倍以上に増加している。

平成16年度観光客動態調査によると観光消費額は、宿泊1,488億円、日帰り1,476億円と推定されており、福岡市に多大な経済効果をもたらしているとされている。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から13件、委託料から13件、工事費から1件サンプルを抽出した。その内容は以下のとおりである。

NO.	費目	名称	金額 (千円)	交付先/委託先	契約の方法	指摘事項	意見
1	負担金	福岡観光プロモーション協議会負担金	4,000	観光プロモーション協議会	—		
2	補助金	ウエルカムキャンペーン事業補助金	11,500	ビジターズ・インダストリー推進協議会	—	○	
3	負担金	どんたく活性化事業負担金	11,000	福岡市民の祭り振興会	—	○	
4	補助金	博多松囃子振興会補助金	6,000	博多松囃子振興会	—	○	
5	補助金	博多祇園山笠補助金	27,000	博多祇園山笠振興会	—	○	○
6	補助金	福岡市民の祭り振興会補助金	22,000	福岡市民の祭り振興会	—	○	
7	補助金	観光サービス対策業務補助金 (福岡市ホテル旅館協会)	2,700	福岡市ホテル旅館協会	—	○	○
8	負担金	アジアマンス委員会負担金	30,290	アジアマンス委員会	—		
9	負担金	アジア太平洋フェスティバル実行委員会負担金	50,000	アジア太平洋フェスティバル実行委員会	—		
10	負担金	三都航路2004実行委員会負担金	36,045	三都航路2004実行委員会	—		○
11	負担金	平成16年度国際コンベンション振興事業協賛金 (負担金)	3,390	独立行政法人国際観光振興機構	—		
12	補助金	2004 J C I 世界会議福岡大会補助金	30,000	2004 J C I 世界会議福岡大会実行委員会	—		
13	負担金	「インターナショナルトレードショー」実行委員会負担金	3,500	インターナショナルトレードショー実行委員会	—		
		負担金補助金及び交付金 計	237,425				
14	委託料	福岡市観光客動態調査	6,825	(株) 西日本新聞社	随意契約		
15	委託料	「博多町家」ふるさと館管理運営業務委託	64,537	(財) 福岡観光コンベンションビューロー	随意契約 (特命)		○
16	委託料	観光案内板等改修業務委託	2,887	新技術工営 (株)	随意契約		
17	委託料	福岡市観光案内所情報提供システム運営委託	4,609	(株) 博報堂九州支社	随意契約 (特命)		
18	委託料	福岡市観光案内所業務委託	35,049	(財) 福岡観光コンベンションビューロー	随意契約 (特命)		
19	委託料	福岡観光宣伝隊派遣業務委託	5,302	(財) 福岡観光コンベンションビューロー	随意契約 (特命)		○
20	委託料	集団山見せ行事に伴う山受台等の設置及び装飾業務委託	1,311	レントール太陽 (株)	入札		
21	委託料	「博多祇園山笠歴史資料展」展示什器製作等業務委託	4,499	(株) プロジェクトワークス	入札		
22	委託料	街かど観光まっぷ製作委託	2,971	(株) ゼンリン福岡営業部	随意契約		
23	委託料	福岡空港国内線観光情報コーナー什器造作設置委託	1,470	(株) フジヤ福岡支店	入札		
24	委託料	コンベンションゾーン活性化イベント企画・実施委託	6,930	(株) 西鉄エージェンシー	随意契約 (企画コンペ)		
25	委託料	「第59回 J C I 世界会議福岡大会」バナー等製作・設置委託	3,706	(株) フジヤ福岡支店	競争入札 (指名)		
26	委託料	「第59回 J C I 世界会議福岡大会」市主催歓迎レセプション開催業務委託	3,708	(株) コングレ九州支社	競争入札 (指名)		
		委託料 計	143,804				
27	工事費	国民宿舎しかのしま苑跡地整備工事	2,404	榎竹下緑園			

負担金及び補助金については、起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し、委託料及び工事費については起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合規性を検討した。

その結果、3)の指摘事項を除き、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 指摘事項

- ①「NO.2、NO.3、NO.4、NO.5、NO.6、NO.7」の補助金については、平成16年度は補助金交付要綱が作成されていなかった。平成16年度に福岡市補助金等審査委員会より「福岡市の補助金等のあり方及び見直しの方策について」という提言が公表され、作成要綱が定められていない補助金がきわめて多い点が問題として指摘された結果、平成17年度は「NO.2、NO.3、NO.4、NO.5、NO.6」については整備されていた。「NO.7」の観光サービス対策業務補助金については、平成17年度中に交付要綱を作成し、これに基づき平成16年度と同額を交付予定であり、監査実施日現在交付要綱は作成中との説明を受けた。

4) 意見

- ①「NO.5」について。「博多祇園山笠補助金」は、博多祇園山笠振興会の実施する事業にかかる経費の一部を補助する制度であり、補助金は山笠の各流れへの昇き山笠や飾り山笠の建設費の助成金に使われているものと認識されている。毎年、各流れは山笠振興会へ決算書を提出しているが、福岡市は福岡山笠振興会の決算書を精査しておらず各流れの決算報告を詳細には把握していない。補助金の使途は明らかにされる必要があり、福岡市は流れからの決算報告を含めてその妥当性を検討する必要がある。

- ②「祭り」関係の補助金についての全般的意見

補助金は30年以上経過したものも多く、交付要綱がないため補助額算定の根拠が明確でなく、交付額も毎年同額となっているケースが多い。

また、福岡市には多くの祭りがあるが、福岡市は集客効果・経済効果が高いと思われる「祭り」に対して補助するという方針のもと、「福岡市民の祭り博多どんたく港まつり」、「博多祇園山笠」等の7つの祭りの振興会又は委員会に補助を行っている。これら7つの祭りに補助を行う根拠として、経済性、公平性の観点から補助金算定及び対象の基準を明確にすべきである。このことは平成16年12月公表の福岡市補助金等審査委員会の補助金に対する提言「福岡市の補助金等のあり方及び見直しの方策について」でも指摘されているが、平成17年度も平成16年度と同額の補助金が交付されている。

- ③「NO.7」について。「観光サービス対策業務補助金」は、福岡ホテル旅館協会の実施する事業にかかる経費の一部を補助する制度である。同協会は、会員の事業向上を図ることを目的としており、宣伝活動、観光案内等が主な業務である。事務局は福岡市の

経済振興局観光課にある。

同協会の主な業務に宿泊ガイドブック 5 万部（うち 1 万部は英語版）の作成があるが、実際には観光課の職員が、独自に調査し「宿泊ガイド」を作成している。「宿泊ガイド」は福岡市観光案内所等で配布されている。福岡市の観光案内関係の情報誌は福岡市が負担金を交付している財団法人福岡観光コンベンションビューローも作成しているので、財団の情報を利用するか委託した方が効率的で経済的と思われる。福岡市が宿泊ガイドを作成することに合理性、経済性があるのか再検討する必要がある。

- ④ 「NO.10」について。「福岡、釜山、上海市民交流事業負担金」は、福岡市、釜山広域市、上海市 3 都市間において行政間の連携と 3 都市の市民の協力により、客船を利用した「福岡・釜山・上海市民交流事業」を実施し、3 都市間における観光交流の増進と友好親善を図ることを目的とするとともに、クルージングの魅力を広め、定期航路化に資する目的で設立された「三都航路 2004 実行委員会」の事業が、国際的な観光都市づくりを目指す福岡市にとっても、観光振興を図る上で有意義なもの認められるとして負担金 36,045 千円を支出している。なお、この事業は政府が主催するビジット・ジャパン・キャンペーンの一部でもあるとのことである。

この事業の決算要約は以下のとおりである。

項目	金額(千円)	内容
収入		
福岡市負担金	36,045	
福岡県負担金	7,500	
その他	3,863	(財)地域伝統芸能活用センター補助金
収入計	47,408	
公演関連経費	30,068	伝統芸能公演（上海）諸経費
かき山製作等	4,100	中国風新規作成
三都市シンポジウム 開催経費	8,001	上海での 3 都市パネディスカッション開催委託費
その他	5,239	
支出計	47,408	

この事業は、伝統芸能（博多祇園山笠、博多どんたく及び釜山の能楽）公演、3 都市での交流会、市長会談、各種キャンペーンとマスコミにも取り上げられた。

三都航路 2004 実行委員会は、平成 16 年度で終了しているが、福岡市は、その後 3 都市クルージング定期航路化について検討しており、今後、国交省が進めている九州クルージング振興協議会との連携、各都市の調整等を図りながら実現化を目指すとしている。

この事業の具体的効果として平成 16 年 9 月以降平成 17 年 7 月までに上海からの修学旅行 4 件、団体旅行 3 件、合計 414 名の旅行客があったとのことであるが、投入した

金額に対比して、この事業による成果として十分といえるか疑問がある。福岡市を海外にアピールするのにもっと効果的で経済的な事業を考えるべきである。

- ⑤ 「N0.15」について。福岡市所有の「博多町家」ふるさと館を(財)福岡観光コンベンションビューローに管理運営委託している。

委託料の要約は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	金額	主な内容
人件費	13,186	民間館長、福岡市OB、嘱託2人
水道光熱費	5,856	
諸設備保守等	20,317	受付派遣社員、清掃委託、展示装置及び空調機器保守点検委託
運営諸経費	20,487	博多織、博多人形制作実演委託、広告宣伝費
イベント経費	1,619	開館5周年記念行事、もちつき大会
消費税	3,073	
合計	64,538	

ふるさと館の設備保守のほか博多町家で実演される伝統工芸の委託費は多い。

ふるさと館の入館料収入は福岡市の収入となるが、みやげ処の収入は委託先の財団の事業収入となっている。ふるさと館は、修学旅行等の定期観光バスの受入増加で入場者も每期増加しており集客効果はあるが、無料入館者（小中学生、65歳以上、心身障害者）が増加し有料入館者が減少しているため、入館料収入はむしろ減少している。

入館者数と入館料収入の推移は以下のとおりである。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
展示棟有料（人）	48,589	50,614	51,510	50,273	46,941
展示棟無料（人）	7,454	8,267	9,279	12,832	17,268
町家棟・みやげ処（人）	11,488	12,071	12,459	12,936	13,162
入館者総数（人）	67,531	70,952	73,248	76,041	77,371
入館料収入（千円）	8,545	8,970	9,666	9,432	8,640

展示棟も町家棟・みやげ処の入館者は毎年増加しているため、民間のアイデアを募る等の新たな施策により、集客収入アップを図るべきである。

福岡市も每期60百万円以上の委託費を支出しているが、博多織及び博多人形の実演委託等経費の高いものの集客効果・経済効果を評価し委託費の見直しを行うなど検討する必要がある。

なお、平成 18 年度から指定管理者制度が導入され、指定管理者として(財)福岡観光コンベンションビューロー・(株)西日本新聞イベントサービス共同事業体が運営に当たることが決定しており、利用料金制度も採用され、一層の集客力強化と経費削減が期待されているとのことである。

⑥ 「N0.19」について。福岡市観光宣伝隊の他の都市の「祭り」への派遣業務を財団法人福岡観光コンベンションビューローに特命随意契約で委託している。

この目的は、福岡市観光宣伝隊を派遣することにより都市間交流を促進するとともに、福岡市を広く紹介し観光客誘致に努め福岡市の活性化に寄与することとしている。平成 16 年度は、九州 7 市（宮崎、北九州、佐賀、大分、熊本、鹿児島、長崎）の代表的まつり及び鹿児島県坊津町のまつりにミス福岡、民踊、ダンシングチーム等の宣伝隊を派遣している。

福岡の代表的まつりである「博多どんたく」は九州では集客力の多いまつりで、九州各市からの代表的まつりが参加しており、福岡市も各市からのよびかけに応じ每期観光宣伝隊を派遣していたが、九州の各市に福岡市宣伝隊を派遣することに宣伝効果があるのか不明であることから、17 年度は大分市、鹿児島市、三重県津市の 3 つに絞り予算を 1,988 千円に縮小した。

しかし、これら 3 都市に福岡市観光宣伝隊を派遣することが福岡市の集客効果・経済効果に役立つのか測定できないので、この事業自体が必要なのか考えるべきと思われる。なお平成 18 年度において当該契約で実施されていた「まつり交流」は廃止し、「三津交流事業」については見直しを行う予定となっているとの説明を受けた。

6.2.3 福岡観光コンベンションビューロー事業負担金

1) 事業の内容

財団法人福岡観光コンベンションビューローの人件費、観光関連事業費、コンベンション関連振興事業費及びにぎわい創出事業を負担している。

財団法人福岡観光コンベンションビューローは、1947 年設立の福岡観光協会と福岡市が 1987 年にコンベンション施設の誘致、コンベンションの誘致の目的で設立したコンベンションビューローが 1994 年に合併して出来ている。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金からサンプル 2 件を以下のとおり抽出した。

NO.	費目	名称	金額 (千円)	交付先	指摘事項	意見
1	負担金	福岡観光コンベンションビューロー負担金	169,515	(財) 福岡観光コンベンションビューロー		○
2	補助金	にぎわい創出事業補助金	111,043	(財) 福岡観光コンベンションビューロー		○
		負担金補助金及び交付金 計	280,558			

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 意見

- ① 「NO.1」について。福岡市は、財団法人福岡観光コンベンションビューロー(以下「ビューロー」という)に対して負担金、補助金及び委託費で約4億円を支出している。

ビューローの決算要約は以下のとおりである。

項目	金額 (千円)	主な内容
収 入		
前期繰越収支差額	4,202	
会費収入	32,148	会員650団体
事業収入	24,497	広告料、各種事業収入、販売収入
補助金収入	111,043	にぎわい創出事業(福岡市)
負担金収入	170,391	人件費、事業費
受託事業収入	109,117	「博多町家」ふるさと館、観光案内所、にぎわいプラザ管理運営(福岡市)
借入金収入	17,000	コンベンション開催資金貸付資金借入(市中銀行)
貸付金償還金	6,000	コンベンション開催資金貸付回収
その他	10,409	特定預金取崩収入3,389、繰入金収入3,000
収入計	484,807	
支 出		
事業費	419,644	
観光客誘致・受入	104,785	運営費負担金8,378、その他負担金1,500
コンベンション誘致支援	24,314	コンベンション開催主催者助成金16,391、旅費交通費5,011(国際コンベンション誘致・デジションメカ招致)
広告宣伝事業	24,183	観光パンフレット制作等委託費15,762、広告宣伝事業費7,263
調査・企画・開発	11,510	委託料5,666、会議費1,647
受託事業	112,042	人件費38,116、委託料44,271
給与費	142,810	人件費負担金120,175、民間企業負担金2,776、旅費交通費3,379
管理費	34,378	
報酬費	12,345	
賃借料	4,906	
租税公課	5,233	消費税3,236、法人税1,314、事業税344、県市民税318
その他	11,894	光熱水料費3,175、通信運搬費1,434
貸付金	5,000	コンベンション開催資金貸付(コンベンション開催主催者)
借入金返還金	18,000	コンベンション開催貸付資金借入返還
その他	4,579	
支出計	481,600	
次期繰越収支差額	3,207	

福岡市派遣職員 11 名と福岡市 0B1 名の人件費が約 1 億 2 千万円あり、ビューローの支出総額の 25%を占めている。民間企業からの派遣職員については派遣元企業が負担しており、ビューローの負担はない。福岡市からの派遣職員は、福岡市職員の定数外であり、隠れた人件費予算となるため分かりにくい構図となっている。

福岡市からの派遣職員の 1 人当りの人件費平均は 1 千万円を超えており民間と比べると高い水準と思われる。観光産業から優秀な人材を募集するか、観光に優れたプロパーの人材を養成することなどにより人件費負担を軽減し、効率的な人材の活用を考える必要がある。なお 17 年度及び 18 年度において、「出資団体に対する指導・監督、支援のための基本方針」をふまえ、各 1 名ずつの派遣職員の削減が実行されているとの説明を受けた。

観光業務について、ビューローと経済振興局観光課の業務に共通する業務が多く見られる。例えば、ビューローでは通常の業務である観光ガイドを、福岡市の観光課では福岡市の観光マップ等を作成している。このような例は、類似しているからといって単純に重複しているとはいえないかもしれないし、業務分担も考えられてはいる。しかしながら、両者の関係が密接であるゆえに、棲み分けが不明確になっている部分も否定できないので、今後一層の見直しや改善を行うべきである。

- ② 「NO.2」について。福岡市は、にぎわいプラザ（博多リバレイン B2F）でのにぎわい創出事業に補助金 111 百万円を(財)福岡観光コンベンションビューローに交付している。にぎわいプラザは、市民や市外からの来街客を惹きつける「にぎわい」の場として、市民や企業等による催事、展示・物産展等の開催など、人が集う場として活用してもらうとともに、伝統産業や観光情報の紹介を行うなど、幅広い情報発信を行っていくことを目的として活動している。

補助金支出内容の要約は以下のとおりである。

項 目	支出額(千円)	内 容
工事費（修繕費）	1,066	
経費	64,278	
賃借料（共益費含む）	55,092	家賃、共益費
その他	9,186	機器リース料、広報費負担金、電気料ほか
人件費	18,901	市出向職員（所長）、嘱託員2名
運営費	7,980	
イベント開催経費	5,283	ショッピングバック、どんたく記念品、PRちらし
その他	2,697	通信運搬費、消耗品費ほか
委託料	18,866	
イベント企画運営委託	6,618	ロボットサマースクールほか
人材派遣	9,555	イベント開催人材
その他	2,693	広報宣伝費、清掃費
合 計	111,091	

補助金の約半額は賃借料に充てられている。民間がにぎわいプラザを利用する場合、公共性が高いものはイベント収入が無料又は低料金であるので、施設利用料収入は年間 100 万円程度となっている。イベント件数は年間 62 件でイベントステージ稼働日数が 301 日、延来場者数は 189,799 人（1 日平均 630 名）であり、それなりの集客力がある。経費削減にも努めているようであるが、依然として高い賃借料と人件費を負担して、福岡市が当該事業を行う意義があるのかについては、疑問を呈せざるを得ない。なお、博多リバレインの賃借は 10 年間の定期建物賃借契約で解約不能である。このような解約不能な長期契約を補助金をあてにして締結することができるのか疑問であり、福岡市は債務負担行為の議決を受けるべきであったと考える。

7. 空港対策部

7.1. 空港対策部の予算と監査対象

7.1.1 事業別の主な予算内容

(単位：千円)

	内 容	予算	予算内容			
			負担金補助 及び交付金	委託料	その他	備考
空港対策課	航空機騒音防止対策	345,947	345,437	-	510	
	空港周辺整備	14,092	-	8,081	6,011	
	福岡空港整備事業費負担金	270,507	270,507	-	-	
	その他	26,172	24,587	-	1,585	
	小計	656,718	640,531	8,081	8,106	

上記のうち、監査対象としたのは以下のとおりである。

(単位：千円)

内 容	予算	決算	監査実施対象					
			負担金、補助金		委託料		工事	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
航空機騒音防止対策	345,947	368,509	10	364,574			1	2,940
空港周辺整備	14,092	8,665		-	1	2,835	-	-
福岡空港整備事業費負担金	270,507	307,256	1	307,256		-	-	-
その他	26,172	25,799	3	22,287		-	-	-
合 計	656,718	710,229	14	694,117	1	2,835	1	2,940

7.2. 監査の結果

7.2.1 航空機騒音防止対策事業

1) 事業の内容

空港周辺における航空機騒音により生じる障害の防止及び軽減を図るため、集会施設空調機能回復工事等事業費助成、集会施設整備事業費助成、テレビ受信料助成、有線テレビ放送設備改良事業、住宅騒音防止対策事業費助成、空港周辺整備機構移転対策助成等の事業を行っている。

2) 監査の結果

「航空機騒音対策事業補助金」から10件、「工事費」から1件サンプルを以下のとおり抽出した。

NO.	費目	名称	金額 (千円)	交付先	契約の方法	指摘事項	意見
1	補助金	航空機騒音対策事業 (住宅騒音防止対策等)	4,484	空港周辺整備機構	—		
2	補助金	航空機騒音対策事業 (住民負担額助成)	1,865	個人	—		○
3	補助金	航空機騒音対策事業費 (告示日後建物移転補償)	38,910	空港周辺整備機構	—		
4	補助金	航空機騒音対策事業費 (テレビ受信障害)	204,221	(財) 空港環境整備協会	—		
5	補助金	航空機騒音対策事業費 (冷房用電気料助成)	28,520	個人	—		○
6	補助金	航空機騒音対策事業費 (集会施設の空調機機能回復・大規模修繕工事)	11,950	新和町自治会	—		
7	補助金	航空機騒音対策事業費 (集会施設の空調機機能回復・大規模修繕工事)	14,700	諸岡1丁目2区2丁目町内会	—		
8	補助金	航空機騒音対策事業費 (集会施設の空調機機能回復・大規模修繕工事)	11,156	上牟田会館運営委員会	—		
9	補助金	航空機騒音対策事業費 (集会施設の空調機機能回復・大規模修繕工事)	14,700	南八幡町自治会	—		
10	補助金	航空機騒音対策事業費 (集会施設整備)	34,068	三筑1丁目町内会	—		
		補助金 計	364,574				
11	工事請負費	米田南団地有線ラジオ放送設備改良工事	2,940	(株)九州三光社	指名競争入札		

補助金については、起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し、工事費については起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合規性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 意見

- ①「NO.2」について。低所得者及び同和地区の住民が、住宅の騒音防止対策工事を受ける場合に、住民の自己負担部分について福岡県・福岡市が補助を行うものである。低所得者については県と市で25%ずつ合計50%を、同和地区の住民については、県と市で50%ずつ合計100%を補助している。

補助対象となる所得要件は以下のとおりである。

所得基準	低所得者	同和地区
前年度の市県民税額	世帯全員合計で 1名世帯 49,900円以下 2名 50,400 3名 50,900 4名 51,700 5名 52,200 6名 52,900 7名 53,700	本人と配偶者合計で 406,000円以下

上記のように、補助割合そのものが違ううえに補助要件が著しく異なっている。

本件については、過去の経緯が多々あることは推定できるが、公平性の観点からいかがであろうか。

- ②「NO.5」について。冷房用機器の設置補助については対象地域の住民に対して実施されるが、冷房用電気料の補助については同和地区の住民に対してのみ実施されている。これについても上記と同様に公平性の観点からいかがであろうか。

7.2.2 空港周辺整備事業

1) 事業の内容

空港周辺地域の調和ある発展を目指す周辺整備事業を進めている。

2) 監査の結果

以下のとおり委託料1件のサンプルを抽出した。

費目	名称	金額(千円)	交付先	契約の方法	指摘事項	意見
委託料	平成16年度福岡空港周辺の騒音測定及び移動測定車による環境濃度等の測定委託	2,835	西部環境調査㈱	随意契約		

起案書、設計書、見積書、支出負担行為書、受渡書等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合規性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

7.2.3 福岡空港整備事業費負担金

1) 事業の内容

空港整備法に基づき、空港整備工事については国がその2/3を、県がその1/3をそれぞれ負担することになっている。さらに県は、その区域内の市町村で当該空港の

設置により利益を受けるものに対し、その利益を受ける限度において、県が負担すべき負担金の一部を負担させることが出来るとされており、福岡市が空港から受ける利益が大きいことから、福岡市は福岡県負担額の40%の負担金を福岡県に支払っている。40%の負担率は、他の市町村の事例を参考として福岡県との協議の上で決定されている。

2) 監査の結果

以下のとおり負担金1件のサンプルを抽出した。

費目	名称	金額(千円)	交付先	指摘事項	意見
負担金	福岡空港整備事業費負担金	307,256	福岡県		

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

7.2.4 その他の事業

1) 事業の内容

福岡空港への国際線誘致事業及び経常経費等として、空港関係協議会の事業経費の負担金及び福岡空港地域対策協議会への事業経費の補助金を支払っている。

2) 監査の結果

負担金、補助金及び交付金から3件のサンプルを以下のとおり抽出した。

NO.	費目	名称	金額(千円)	交付先	指摘事項	意見
1	負担金	空港関係協議会負担金	14,100	福岡空港整備促進協議会		○
2	負担金	空港関係協議会負担金	2,687	福岡空港騒音対策協議会		
3	補助金	福岡空港地域対策協議会補助金	5,500	福岡空港地域対策協議会	○	○
		合計	22,287			

起案書、事業計画書、支出負担行為書、事業実績報告等の関係書類と照合し内容を吟味することで事務手続の合规性を検討した。

その結果、下記の指摘事項を除き、事務手続は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3) 指摘事項

- ① 「NO. 3」の福岡空港地域対策協議会(構成員は、空港周辺住民)に対する補助金の交付要綱が整備されていない。特定団体への補助金であるので、その公共性、必要性、公平性について配慮し、要綱等を整備し、補助金の対象項目、額の決定承認を明確にする必要がある。

4) 意見

- ① 「NO. 1」の空港整備促進協議会(構成員は、福岡商工会議所、福岡県、福岡市、福岡空港ビルディング、日本航空、全日空、エアーニッポン、その他地元企業12社)への負担金については、確定手続がなされていない。負担金について、確定すべきであるとの明文の規定はないが、福岡市は補助金に準じて基本的に翌年度の5月末までに確定をするという考え方をとっている。これに照らせば、当該負担金についても、目的に沿った適正な使用がなされているかについての検討を行った上で、確定をすべきである。

- ② 「NO. 1」について。空港整備促進協議会への負担金は当協議会が独自の活動に係る収支を取扱う一般会計へ3,000千円、特別会計へ11,100千円の合計14,100千円を負担金として支出している。

同協議会の収支の要約(一般会計及び特別会計)は以下のとおりである。

一般会計 (単位：千円)

項目	金額	内容
負担金収入	6,670	福岡市3,000千円、その他18団体
前期繰越金	2,209	
収入合計	8,879	
支出		
調査研究費	681	旅費、資料費
促進運動費	3,980	国への要望経費、エアポートセールスの推進
事務局費	913	会議費、事務費
支出合計	5,574	
次期繰越金	3,305	

特別会計 (単位：千円)

項目	金額	うち福岡市	内容
負担金収入	23,800	11,100	
支出			
福岡空港地主組合への助成金	9,850	6,150	福岡空港の地主で構成される組織。様々な国への要望を行っている。
福岡空港地域対策協議会への助成金	5,500	—	空港周辺の一定地域住民で構成される組織。様々な国への要望を行っている。
福岡空港公害対策協議会への助成金	8,450	4,950	空港周辺の一定地域住民で構成される組織。様々な国への要望を行っている。
支出合計	23,800	11,100	

特別会計において上表記載の3団体へ助成金が支出されている。これらについては以下の問題点がある。

- a 福岡空港整備促進協議会から上記3団体へ助成金が交付されているが、それら助成金の原資となる負担金についての交付要綱が整備されていない。福岡市の負担金は、実質的な補助金でありながら、補助金の厳格な支出手続きがなされていないので、助成金の目的、その対象項目、額の決定承認などを要綱にて明確にする必要がある。
- b 福岡空港地域対策協議会への助成については、福岡市からも補助金として別途同協議会へ交付(サンプルNO.3)されており、助成経路が2つとなっている。なお、担当課の説明では、空港整備促進協議会発足前から同協議会に補助を行っていたため市からの直接交付が残っているとの説明を受けた。

第4. 包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

1. 補助金等について

1.1. 補助金等の意義について

「補助金」は、自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」を法的根拠とするものである。つまり補助金とは、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付するものである。また負担金とは、特定の事業について、当該事業から利益を受けることに対して、自己の経費を負担すべきものを交付する給付であるとされている。したがって両者は当然ながら公共性のある事業等に対する支出ではあるが、前者は反対給付がないのに対し、後者は一定の利益を受けることが前提となっている。しかしながら、両者は予算では同じ「負担金、補助金及び交付金」の費目から支出されている。

そもそも、補助金等は、採算性の理由により民間企業が実施しないような事業であっても、公益性のある政策的に必要な事業に対して支援するものであるが、以下のような問題点も一般的に指摘されているところである。

- ① 一度支出すると既得権益化するため、削減廃止が困難となること
- ② 補助等の必要性が、具体的でなく抽象的なものであるため、支出の要否の判断が困難であること
- ③ 補助を受ける先が、かえって独立独歩の精神をなくし、自治体補助金に依存した財務体質となる恐れがあること
- ④ 経済環境の変化に対応して、適時に補助等事業の見直し(新規に補助すべき事業の検討、削減廃止事業の検討)が実施しづらいこと

1.2. 経済振興局主管の補助金等の問題点

今回の包括外部監査において、以下のような問題点が見受けられた。

- ① 平成 16 年 12 月に福岡市補助金等審査委員会による「福岡市の補助金のあり方及び見直しの方策について(補助金に関する提言)」でも指摘されているが、補助金の目的、支給対象、算出方法等が規定された補助金交付要綱が個別に作成されていない例(2.2.3の3)①、2.2.4の3)、6.2.2の3)、外郭団体への補助金は交付要綱が除外されている例(4.2.4の3)①)が見受けられた。一部については平成 17 年度に作成されているが、未だ十分なものとはなっていない。
- ② 補助等事業の効果測定がなされていない事業(2.2.2の4)、(2.2.5の4)①、④)も多く見受けられる。全ての補助金等で何らかの形で効果を測定すべきである。
- ③ 交付時に負担金、補助金の使途を明確に把握していない例(2.2.5の3)①)があるが、

補助金の交付確定の際には、適切な審査及び調査を行う必要がある。

- ④ 補助金等交付団体の支出のなかに、本来団体の自主財源で実施すべき事業、例えばプロ野球観戦費用（2.2.3の4）①）、が見受けられる。交付要綱作成後も、補助対象事業内容にはより厳密なチェックを実施すべきである。
- ⑤ 補助等を実施すべき先として不適当と思われる支出先が見受けられる。すなわち補助金等の金額に対してそれを上回る剰余金のある団体への負担金の例（2.2.5の4）①）や多額に剰余金を残す委員会への負担金の例（2.2.5の4）③）が見受けられた。これらは公益性について拡大解釈されてしまうとか、支出先の財務内容を十分にチェックしていないことに起因するものと考えられるため、より慎重な支出先及び支出額の決定を行うべきである。
- ⑥ 補助金等の資金使途のうち施設の賃借料が重要な金額を占める例（4.2.6の3）①）、5.2.1の3）③）、6.2.3の3）②）が見受けられるが、そもそもそのような施設でなく、もっと安い施設の使用が出来ないのか検討すべきである。常に支出先の状況を把握し、不適切または不要な経費への補助を止めるなど補助金等の見直しを行うべきである。
- ⑦ 補助金等支給先である福岡市の外郭団体のうち、その団体の規模に比し福岡市職員の派遣人数が多いのではないかと思われる先があった（5.2.3の3）の①）。当該団体の人件費は多額であり、団体維持のための適正人員の検討も行うべきである。また補助金等支給額の大部分が市派遣職員の人件費である例（6.2.3の3）①）及び補助金がOBの人件費補助であり嘱託員制度の規定によっているもの（2.2.4の4）①）もあった。市の外部への派遣職員は市の定員外とされており、補助金等の名を借りた実質的な隠れ人件費である。
- ⑧ 少額補助金等については、当該補助等を受領するための審査料が多額にかかっている例（4.2.2の3）②）がある。確かに審査は必要なものと思われるが、少額補助金等については費用対効果も考慮し、これに見合った審査とするような工夫が必要である。さらには補助金等の額が少額であれば、その効果も限定的と思われるので、廃止も視野にいれた検討が必要である。
- ⑨ 長期に亘って定額の補助金等が支出されている例（6.2.2の4）②）が見受けられる。既得権益化しているものと思われ、支給する福岡市も補助金等の支給先も緊張感のない補助金等の授受となっているものと思われるので、毎年度の見直しを原則とすべきである。また補助金については必ずその効果測定を行い、一定の期間（例えば三年）に効果が明らかでないものは廃止する制度とすることが望ましい。

1.3. 委員会に対する負担金の問題点

- ① 負担金については、委員会等の交付先の規約をもって交付根拠とされている例が多い

が、法令等によって福岡市の負担が明らかなものを除き、不適當である。特に委員会や協議会などの負担金は、福岡市が事務局となっているケースが多く、事業計画及び収支予算のチェックも比較的緩やかで事業年度終了後の決算による交付額の変更がないものが見受けられる。(2.2.5の4)①、②、③、5.2.1の3)①、5.2.2の3)②) 委員会等への負担金は実質的に補助金でありながら、補助金として実施されるべき厳格な支出手続きを免れているといわざるをえない。また、資金の出し手と受け手が実質的に同じであり、用途が明確でないものや、委員会等に多額の剰余金がプールされるなどの弊害が生じており、望ましくない。委員会等への負担金支出については、明確な規則、ガイドラインが必要と考える。

例えば、以下のようなルールが考えられる。

- ・対象となる委員会等は多数の団体等が共同にて行う事業で委員会形式でしかなしえない事業に限定する。
- ・委員会等の負担金の拠出割合は、合理的な根拠をもって定める。
- ・委員会が単独で行う事業に限定し、他の団体への補助は行わない。

② 4.2.6「NO1」の負担金の過半を占めるロボスクエアの賃借は、ロボスクエア運営委員会名での10年間の定期建物賃貸借契約に基づいている。本契約は、当委員会と(株)エスピーシーとの間で平成14年7月18日に締結されており、同社はその2ヵ月後の平成14年9月に実質的に破綻している。当該契約は中途解約不能であり、契約当事者の一方に破産等の申し立てがある場合等特定の要件が生じた場合にしか解除できない。解除する場合には賃料の2年分相当額を支払う必要がある。財政的裏づけのない委員会が10年間の長期契約を結ぶことは、福岡市の負担金支払いによる補助がその期間続くことを前提としていると考えられる。独自の財政基盤がなく福岡市の負担金に頼るしかない委員会が何故10年間の長期契約を結べるのかその根拠を委員会事務局に求めたが、法的には契約主体となりうるので問題ないとの回答であった。

なお、委員会の事務局は実質的に産業政策部新産業振興室であり、負担金の出し手でもある。委員会形式は負担金の出し手と受け手が同じという構図であって、10年間の長期契約を負担金の受け手が行ったということは、負担金の出し手である福岡市が10年間の長期契約を締結したのと実態は同じことである。

福岡市が長期に亘る資金負担を約する場合は、債務負担行為として予算に定め、地方自治法第211条第1項により議会の議決が必要とされている。しかるに本件については、実質的には福岡市の長期賃貸借契約にもかかわらず、そのような議決は行われていない。担当課によれば、民間同士の契約であり議会の議決は必要ないとの回答であった。しかし、上記状況に鑑みれば、法の適用に当っては実質面を重視し、本件の場合、債務負担行為として認識すべきであったのではないかと考える。

一方、賃貸側からみれば、契約相手先のロボスクエア運営委員会には財政的基盤が乏しく、福岡市からの負担金収入が継続して得られなければ賃料の収受が困難となる恐れがあり、契約期間内における委員会の支払い能力に関して何らかの保全を求めることが合理的な行動といえる。したがって、賃貸側、特に(株)エスピーシー破綻後の買受者、としては福岡市に負担金の継続的支払いについて保証を求めたとも考えられるが、担当課はそのような事実はないと回答している。

なお、6.2.3の(財)コンベンションビューローへの「にぎわい創出事業補助金についても同様の賃借契約が行われているが、こちらについても議会の議決は行われていない。

1.4. 福岡市の取り組み

福岡市においても、補助金等についての問題意識はあり、平成12年度から平成14年度を推進期間とした第2次福岡市行財政改革大綱が策定され、その実施計画や取り組み一覧をみると、「事務事業の見直し」の一環として「中小企業関係支援融資金・補助金の見直し」があげられている。平成16年6月には、公益性が薄れた事業や事業効果の低い事業など、相対的に役割の小さくなった補助金を廃止し、財政的制約がある中でも、新たな必要性の高い事業を随時取り込むことができる柔軟な補助金制度を構築するため、学識経験者、市民代表からなる第三者機関（市長の私的諮問機関）として、「福岡市補助金等審査委員会」が設置され、審査が行われた。

その結果として、平成16年12月に当該委員会から「福岡市の補助金等のあり方及び見直しの方策について（補助金に関する提言）」（以下「提言」という。）が提出されている。

1.5. まとめ

上記のとおり、福岡市においても補助金等についての本格的な見直しは始まったばかりと思われる。上記提言においても、本包括外部監査における問題点と同様のものも指摘されているが、提言が補助金を対象としているところから、補助金名目以外の負担金等については対象となっていない。

したがって、本包括外部監査における補助金等支給についての意見も、提言の「今後の補助金制度のあり方」と併せて、早急な改善対策づくりの参考にすべきものとする。

2. 委託について

2.1. 委託業務に係る契約方法について

平成 16 年 4 月 1 日現在、福岡市では、工事及び委託業務における予定価格別の契約先の選定方法を、原則として以下のように定めている。なお、指名競争入札及び随意契約については、地方自治法第 234 条第 2 項、同施行令第 167 条及び 167 条の 2、福岡市契約事務規則第 22 条によって定められている。また、工事に係る公募型及び簡易公募型競争入札については「入札・事務手続きの改善に係る実施方針について（平成 7 年 2 月 15 日付け市長決裁）」及び「簡易公募型指名競争入札実施要領」の中で定められている。

契約先の選定方法	一般競争入札	公募型指名競争入札	簡易公募型指名競争入札※1	指名競争入札	随意契約
予定価格（工事）	24億3千万円以上	3億円以上 24億3千万円未満	1億円以上 3億円未満	250万円超 1億円未満	250万円以下
予定価格（委託業務）	3,200万円以上 ※2			100万円超 3,200万円未満	100万円以下

※1 簡易公募型指名競争入札は、公募型指名競争入札に比べ、入札参加資格審査委員会による入札参加資格要件等の審議を必要とせず、入札実施の掲示から開札までの日程が短く設定されている選定方法である。

※2 予定価格が3,200万円以上の委託業務であっても、WTO政府調達協定の適用を受ける業務以外は指名競争入札となる。WTO政府調達協定の適用範囲については、「政府調達に関する協定」の付表4（サービス）及び付表5（建設サービス）にて定められている。具体的には、「広告サービス」、「建築物の清掃サービス」、「金属製品、機械及び機器の修理のサービス」などが適用範囲業務である。

本包括外部監査において、監査の対象とした経済振興局の委託料は 35 件である。これを契約方法別に見ると、指名競争入札が 5 件で随意契約が 30 件（うち特命 14 件）である。

地方自治体の契約方法は、一般競争入札・指名競争入札・随意契約等の方法によることができるとされており、その中でも原則的な方法が一般競争入札とされている（地方自治法第 234 条）。

しかしながら、上記のとおり、一般競争入札による契約は 1 件もなかった。確かに、各契約方法は、それぞれメリット・デメリットを内包しており、必ずしも一般競争入札でなければならないとは言いきれない。しかしながら、現状のように随意契約が殆どであり、かつ特命随意契約がその半数程度を占めている状況は、問題である。以下、委託契約に関する問題点及び考えられる対応策を記載する。

2.2. 委託契約の問題点と対応策

- ① 委託業務のうち、報告書等一定の成果物を入手する調査業務等について、福岡市の内部でのみ利用されている例（2.2.4の4）②、4.2.1の3）②、4.2.5の3）②）があった。内部利用であっても、公開すればその波及効果が期待できそうな調査業務等も見受けられた。したがって、今後、調査業務等により得られた成果物については、より一層これを

公開することを検討すべきである。

- ② 委託契約のうち、保証金・保証人について、福岡市契約事務規則により、これらを免除している例（4.2.3の3）②、（4.2.6の3）②）があるが、少なくとも当該業務を遂行する財務基盤を当該委託先が有しているかどうかは検討すべきである。したがって委託先が、株式公開会社でなければ決算書等を入手検討し、委託先の事業継続性について担保すべきである。また、保証人が委託先の親密な取引先となっている例（5.2.4の4）②）もあったが、保証人が委託先の下請先であるなど業務の依存度が高い業者であると委託先が事業遂行できなくなった場合に連鎖的に保証人も同様の事態に陥る可能性が高いと推定されるので、当該委託先とは独立した第三者を保証人とすべきである。さらに、委託契約が延長されているにもかかわらずこれに係る保証契約が延長されていない例（5.2.4の4）④）があった。事務手続が煩雑となる可能性があるが、当該保証契約は委託契約と当然に一体であるので、手続を省略すべきではない。改善策として保証契約のなかに、委託契約との連動を示す文言を記載することも有用ではないかと思われる。
- ③ 随意契約で複数の見積りから委託業者を選定する場合、想定される設計金額が予め算定されている。しかしながら、当該設計金額見積りの参考資料が保管されておらず、その金額の妥当性を確認できない例（5.2.4の4）③）があった。また、特命随意契約の例では、委託を決定した業者からの参考見積り金額に掛け目を乗じた金額が設計金額となっており、参考見積り金額の妥当性自体が問題である例（4.2.1の3）①）もあった。
- ④ 他に実施できる業者が存在しないという特命随意の理由を満たさないもの（2.2.3の4）③、4.2.1の3）①）が見受けられる。特命での発注については慎重にすべきであり競争条件を実現するよう実施者側の努力が求められる。

3. 貸付金について

3.1. 与信審査について

福岡市の制度融資の与信審査は福岡県信用保証協会にすべて依拠している。現状の制度融資では、貸倒れが発生すれば、代位弁済のコスト負担という形で中小企業金融公庫、福岡市及び信用保証協会が負い、民間金融機関はコスト負担を免れている。

最も債務者に近く適切な信用情報と審査機能を有する民間金融機関が貸倒リスクを負担しないことで、一般的には、リスクの高い貸出しが制度融資に集中し、結果的に貸倒れの増加につながる危険性があることは否定できない。

福岡市が実施する融資は、あくまで事業者の支援にあり、融資によって事業者が蘇生し、生き残り、成長することが目的であるはずであり、当該事業者が倒産等に至ることは本来の融資目的を達成したとはいえない。現状の福岡市の代位弁済率が他の自治体に比して低いことは評価できるが、今後、国の信用補完制度の改定に合わせて民

間金融機関にコストの一部を負担させる部分保証制度や事後検証付き保証制度等の導入及び民間金融機関の信用情報や審査機能の有効活用により、代位弁済の更なる低減に努めることが望まれる。

福岡市は、民間金融機関及び信用保証協会と密接に協議しているとのことであるが、現実には保証実行後 3 ヶ月以内での破綻案件も発生しており、より有効な与信審査及び制度の構築に注力されることを期待したい。

3.2. 貸付金の預託制度について

預託制度は、福岡市が金融機関に資金を預託し、金融機関が当該資金に自己資金を加えて貸付ける制度である。福岡市は、必要に応じて追加資金を金融機関へ預託するが、預託資金は年度末にすべて金融機関から福岡市に償還され、翌年度当初に再預託することを繰り返している。

この制度では、福岡市からの預託額以上の資金が事業者投入されるため、大きな効果が期待できるとされている。福岡市にとっては貸付先の倒産等による貸倒リスクが低く、貸付金の管理業務からも開放されるので、有効で安全な貸付の仕組みである。借入事業者にとっては、低利の固定金利で長期の資金を調達できるというメリットがある。

制度発足時には、福岡市は信用保証協会に資金を預託し、信用保証協会は当該資金を金融機関に再預託することで得られる受取利息を保証料の補填に充当していた。一方金融機関は、資金調達に余裕がなかった時代に、当該預託金を貸付原資の一部として利用していた。

平成 14 年度からはペイオフ対策として、信用保証協会への預託を金融機関への直接預託に変更した結果、従来は保証料減額原資とされていた信用保証協会の受取利息の減少分を穴埋めするために、信用保証協会に別途損失補填を行っている。

一方金融機関は、近年は一般的には資金余剰を来たし預貸率の低下に苦しんでいる。このような状況下においては、預託制度がなくても制度融資の政策目的を達成することは可能とも考えられる。資金の有効活用等の観点から、預託金の必要性を再検討すべきではないかと考える。

3.3. 利用の少ない制度融資または福岡県と類似の制度融資の見直し

福岡市の制度融資は、一般資金と特定目的資金があるが、平成 16 年度においては新規融資が全くない資金（公害防止資金、低公害車買換等資金等）がある。また、利用の少ない制度も見られる。制度融資はそれぞれ政策目的を有して開始されたものであるが、状況の変化に応じて、廃止を含めて、制度の見直しを引き続き行う必要があると考える。

また、下記比較表のとおり福岡県の融資制度にも福岡市と類似の制度がある。いずれの資金についても福岡市の制度が、利用条件は有利なようであり福岡市の努力が認められる。しかし、同じような制度を福岡県と福岡市が重複して設ける必要があるのかについては、福岡県との調整の必要があるのではないかとの疑問が残る。

制度融資比較

福岡市の制度(平成17年4月1日現在)		福岡県の制度(平成17年4月現在)	
商工業振興資金	1億円以内	長期経営安定資金	1億円以内
	年率 1.7%		年率 1.95%
	期間 10年もしくは7年以内		期間 10年もしくは7年以内
	保証料率 1.18%以下		保証料率 1.15%以下
	担保 必要に応じて		担保 必要に応じて
	保証人 1名以上		保証人 1名以上
短期運転資金	3,000万円以内	短期運転資金	3,000万円以内
	年率 1.5%		年率 1.80%
	期間 1年以内		期間 1年以内
	保証料率 1.18%以下		保証料率 1.15%以下
	担保 必要に応じて		担保 必要に応じて
	保証人 1名以上		保証人 1名以上
小口事業資金	1,250万円以内	小口事業資金	1,250万円以内
	年率 1.6%		年率1.9%
	期間 7年以内		期間 5年以内
	保証料率 1.03%以内		保証料率 1.15%以内
	担保 原則不要		担保 不要
	保証人 必要に応じて		保証人 1名
不況対策特別資金	3,000万円以内	緊急経済対策資金	5,000万円以内
	年率 1.5%		年率 1.6%
	期間 7年以内		期間 7年以内
	保証料率 0.60%以内		保証料率 1.10%以内
	担保 必要に応じて		担保 必要に応じ
	保証人 1名以上		保証人 1名以上
創業支援資金	うち新規性事業育成資金 2,000万円以内	新規創業資金	1,500万円以内
	年率 1.5%		年率 1.7%
	期間 10年ないし7年以内		期間 10年ないし7年以内
	保証料率 1.07%以内		保証料率 1.10%以内
	担保 原則不要		担保 不要
	保証人 1名以上		保証人 1名
新事業開拓資金	うち、新製品商品化等資金 7,000万円以内	経営革新支援資金	1億円以内
	年率 1.5%		年率 1.7%
	期間 7年以内		期間 10年ないし7年以内
	保証料率 1.12%以内		保証料率 1.10%以内
	担保 必要に応じて		担保 必要に応じ
	保証人 1名以上		保証人 1名以上

3.4. 保証料率について

信用保証協会の保証料は、現状では、債務者の信用力(保証履行のリスク)に関係なく基本的に 1.35%と一律である。また、福岡市は債務者の負担軽減を図るため、制度資金に応じて一定率(0.17%~0.75%)を負担している。

このように現行制度の保証料率は、企業の経営状況に関係なく一律で同じ率が適用されるため、経営が順調な企業からは料率が高すぎるとの不満がある一方、経営状態が悪い企業でも安易に保証を利用できるとの批判が出ている。そのため、経済産業省・中小企業庁は、平成 18 年 4 月から、中小企業向け融資の信用保証制度に市場原理の考え方を取り入れ、中小企業の経営状況などに応じて保証料率を変えるように制度を変更することが発表されている。

このような動きに対して、制度資金によって保証料率の一定率を割引くのみではなく、中小企業者の経営状況などに応じて対応するなど、福岡市においても適切に対応されるよう期待する。

以 上